

赤穂市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

（中間見直し）

（案）

令和8年3月（予定）

赤 穂 市

目 次

第1章 基本的事項	1
1. 1 計画策定の趣旨	1
1. 2 計画の位置付け	2
1. 3 計画の主体	3
1. 4 計画の対象	3
1. 5 計画期間	4
第2章 赤穂市の地域特性	5
2. 1 自然的特性	5
2. 2 社会的特性	7
第3章 ごみ処理の現状と課題	12
3. 1 ごみ処理に関する国等の動向	12
3. 2 赤穂市のごみ処理の現状	15
3. 3 現行計画の施策の実施状況等	37
3. 4 現行計画における目標値の達成状況と課題	40
第4章 計画の基本的な枠組み	43
4. 1 基本理念	43
4. 2 本計画の特徴	43
4. 3 計画の枠組み	43
4. 4 将来予測（現状趨勢）	45
4. 5 計画の目標	49
第5章 ごみ処理基本計画の基本施策	52
5. 1 施策体系	52
5. 2 基本方針Ⅰ「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」	53
5. 3 基本方針Ⅱ「資源循環の推進」	55
5. 4 基本方針Ⅲ「適正処理の推進」	57
第6章 収集運搬・中間処理・最終処分の体制	60
6. 1 将来ごみ処理フロー	60
6. 2 収集運搬体制	61
6. 3 中間処理体制	63
6. 4 最終処分体制	64
第7章 計画の推進と進行管理	66
7. 1 計画の推進	66
7. 2 計画の進行管理	66

1. 1 計画策定の趣旨

私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動によって、これまで物質的に豊かな生活を享受してきましたが、一方で天然資源の枯渇、温室効果ガスの排出による地球温暖化、廃棄物の多様化による処理の困難化など様々な問題が生じてきています。

こうした情勢を背景として、平成27年9月国連サミットにおいて、複数の課題の統合的解決を目指す「持続可能な開発目標(SDGs)」が全会一致で採択されました。

また、国では廃棄物行政を取り巻く状況が大きく変化したことを受け、海洋プラスチック問題等に対応するため「プラスチック資源循環戦略」の策定や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の制定、国民運動として食品ロスの削減を推進することを明記した「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」においては、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を国家戦略として位置づけ、循環型社会の形成に向けた統合的な取組を進めており、市町村にも様々な対応を求められています。

赤穂市(以下「本市」という。)では上位計画である「2030赤穂市総合計画」や「赤穂市環境基本計画」において、上記SDGsの考え方を取り入れ、2050年までにカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けて、環境と成長の好循環のまちを目指した取組を展開しています。

以上の社会経済情勢の変化を踏まえ、令和4年4月に策定した「赤穂市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(以下「現行計画」という。)の中間見直しを行い、「赤穂市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(中間見直し)(以下「本計画」という。)を策定するものです。

持続可能な開発目標(SDGs)

SDGs(エスディージーズ:Sustainable Development Goals—持続可能な開発目標)とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した令和12年までに達成を目指す17のゴールと169のターゲットです。

貧困問題を始め、気候変動、生物多様性、エネルギー等、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されています。



1.2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)

第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)として位置付けられ、上位計画である「2030赤穂市総合計画」、「赤穂市環境基本計画」で掲げているごみ処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示す、ごみ処理に関する最上位計画です。

なお、本計画の策定に当たっては、赤穂市災害廃棄物処理計画との整合性を図るとともに、廃棄物分野における食品ロス削減推進の取組については、本計画における基本施策に含めることとします。

本計画の位置付けは、図 1.2.1 に示すとおりです。

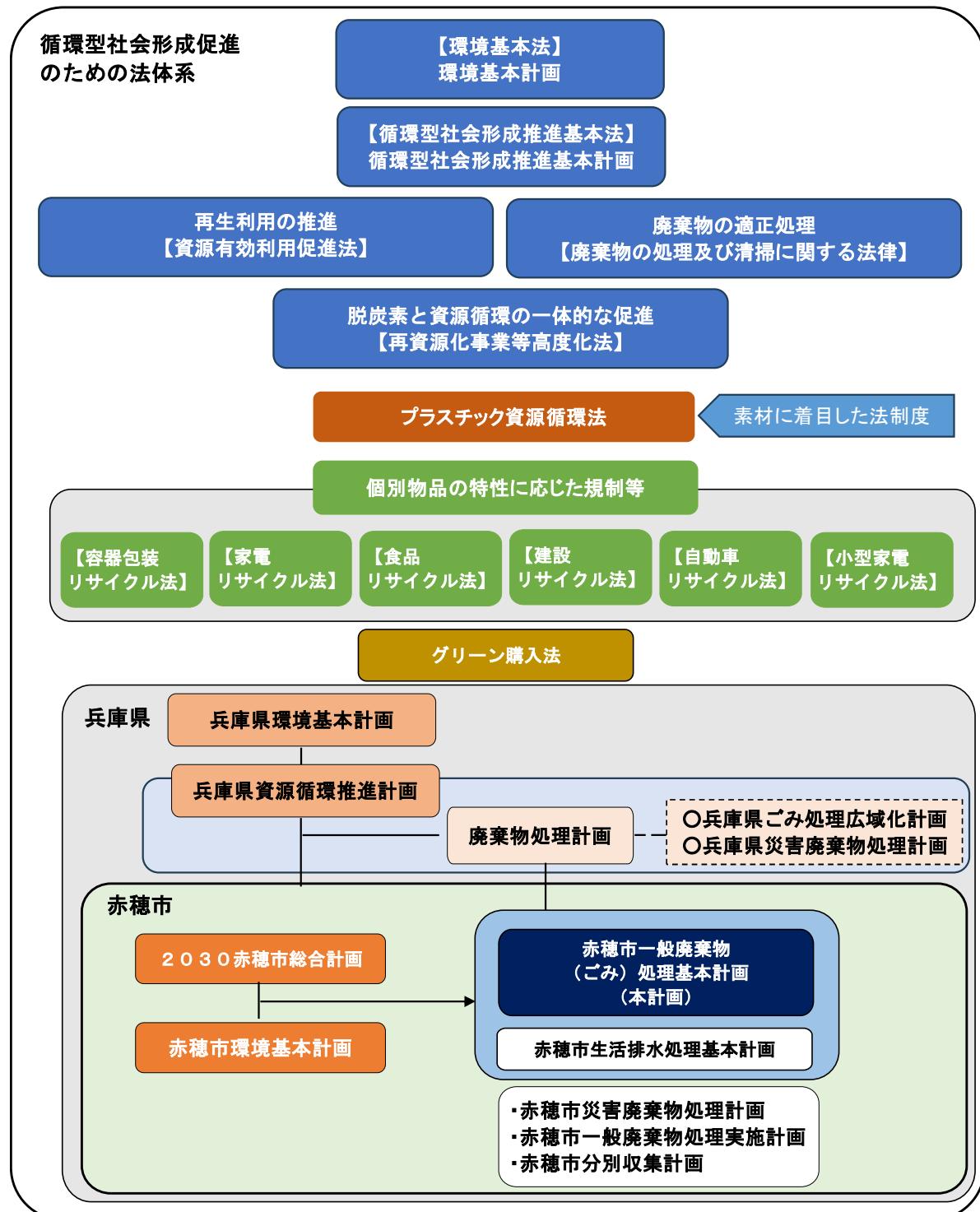
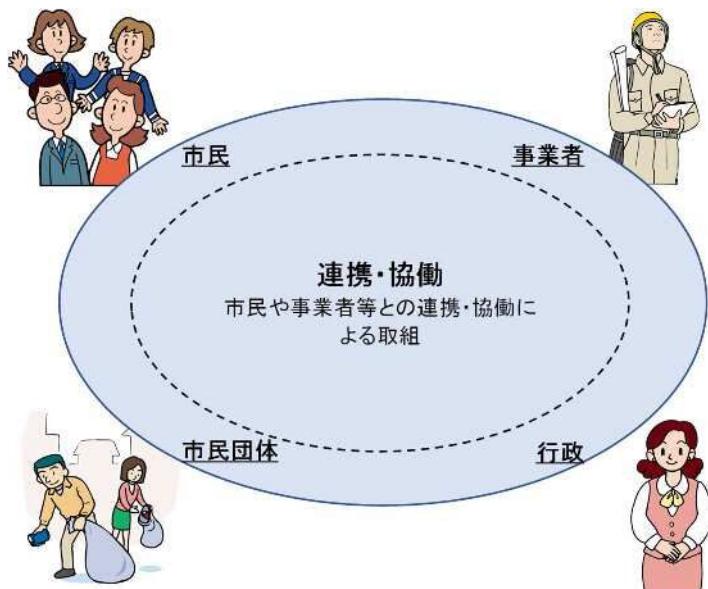


図 1.2.1 計画の位置付け

1.3 計画の主体

計画の主体は、市民・市民団体・事業者・行政となります。各主体には、循環型社会及び脱炭素社会の構築に向けた取組を推進するために連携・協働し、それぞれの役割を果たすことが求められます。



1.4 計画の対象

計画の対象となる廃棄物は、図 1.4.1 に示すとおりです。

廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物とに区分され、さらに一般廃棄物はごみと生活排水とに区分されます。本計画では、一般廃棄物のうち、「ごみ」を対象とします。

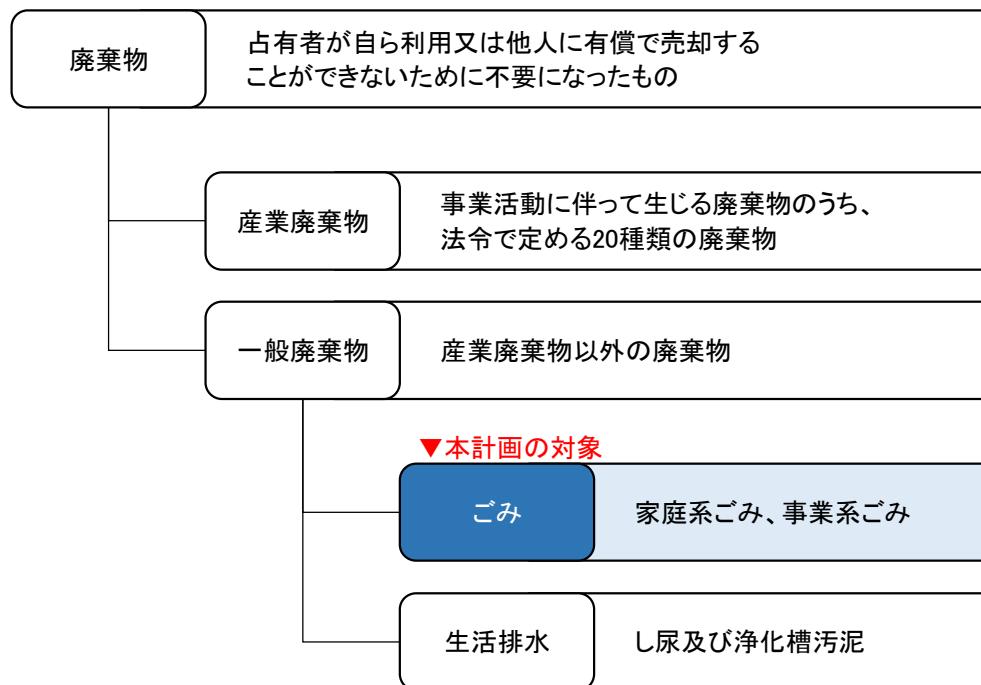
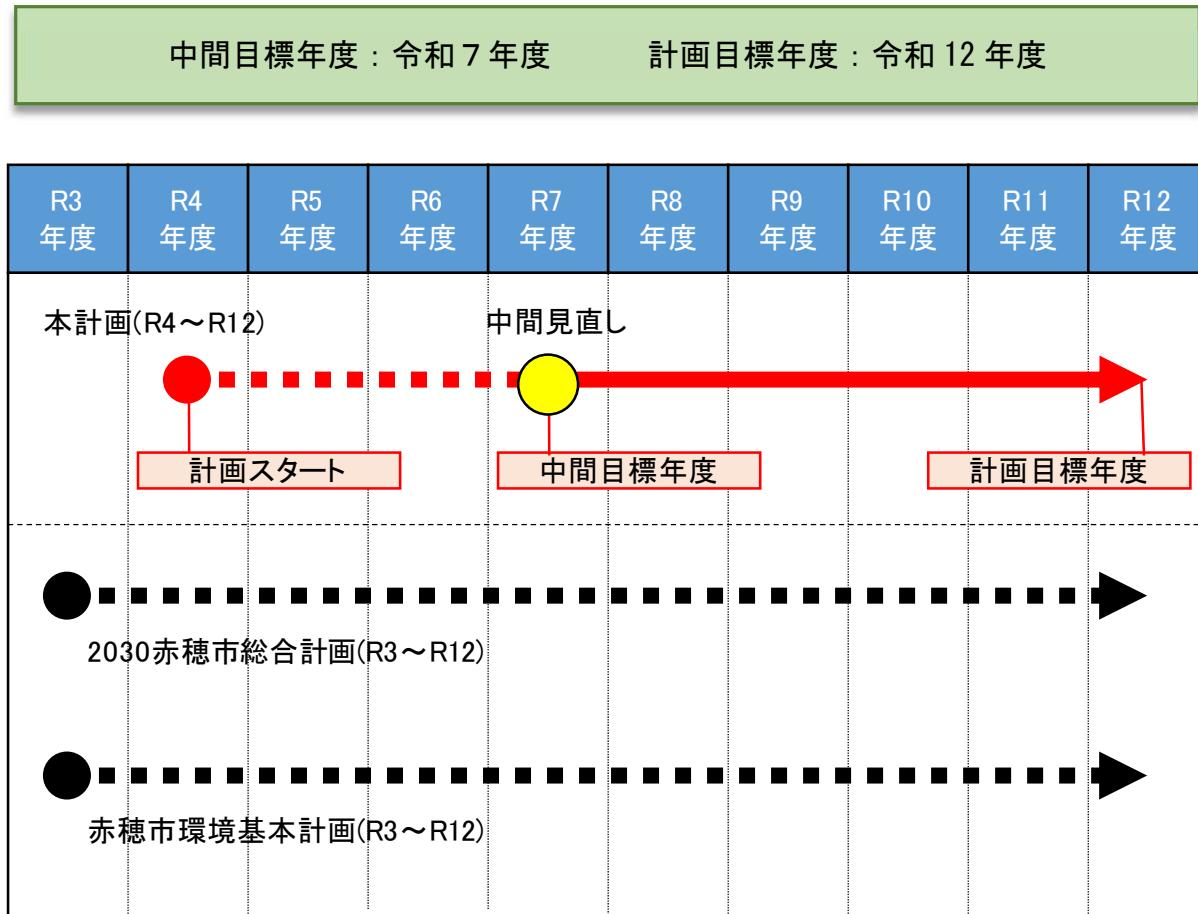


図 1.4.1 計画対象の廃棄物

1.5 計画期間

全体計画期間は、令和4年度から令和12年度までです。本計画は、令和7年度が中間目標年度となることから、見直しを行うものです。



2. 1 自然的特性

(1) 位置・地勢

本市は図 2. 1. 1 に示すとおり、兵庫県の南西部に位置し、東西 15.1 km、南北 15.4 km、総面積は 126.85km² です。市域は東に相生市、北に赤穂郡上郡町、西に岡山県備前市に接し、南は瀬戸内海に面しています。周囲は北・西・東の三方を山に囲まれ、中央部を南北に千種川が流れ瀬戸内海に注いでおり、約 8,300 万～8,200 万年前の赤穂コールドロン内にほぼ形成されています。

公共交通は JR 山陽本線及び JR 赤穂線があり、市街地中心部に最も乗降客数の多い JR 赤穂線播州赤穂駅があります。道路交通は山陽自動車道、国道 2 号、国道 250 号が東西に横断しているほか、主要地方道赤穂佐伯線や一般県道高雄有年横尾線、大津西有年線が縦断し、北に接する上郡町や中国自動車道とを結ぶ国道 373 号は JR 山陽本線有年駅周辺で国道 2 号と接続しています。



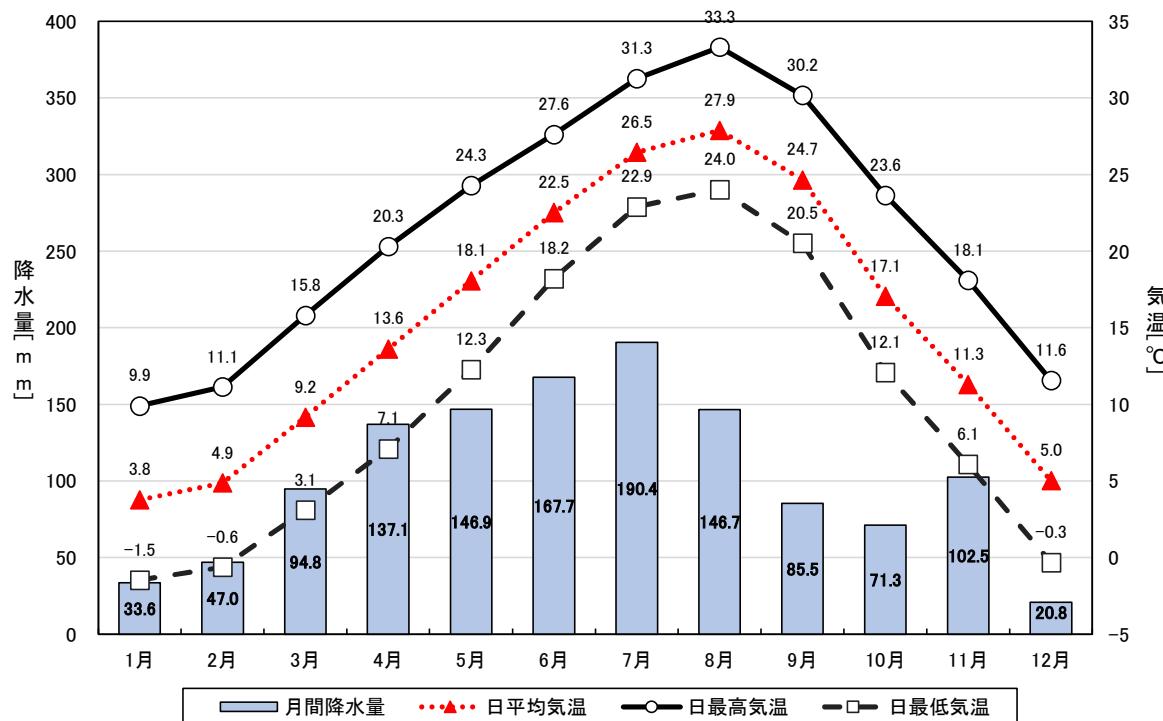
出典:赤穂市土地利用計画(赤穂市、令和7年3月)

図 2. 1. 1 本市の位置

(2) 気候

本市の気候は瀬戸内海型気候区に属し、年間平均気温は15.3°Cで瀬戸内海沿岸独特の温暖な気候です。年間平均降水量は約1,200mmで、梅雨期と台風時に集中します。また、冬・春期には空気が乾燥し、強風が吹くため、火災や林野火災が発生しやすい条件となります。

過去36年間（平成元年度以降）の年平均気温等の推移は、図2.1.3に示すとおり、緩やかな上昇傾向にあります。



出典：気象庁ホームページの数値をもとに集計（上郡観測所）

注）グラフの数値は、令和2年から令和6年までの平均値です。

图2.1.2 月別降水量及び気温

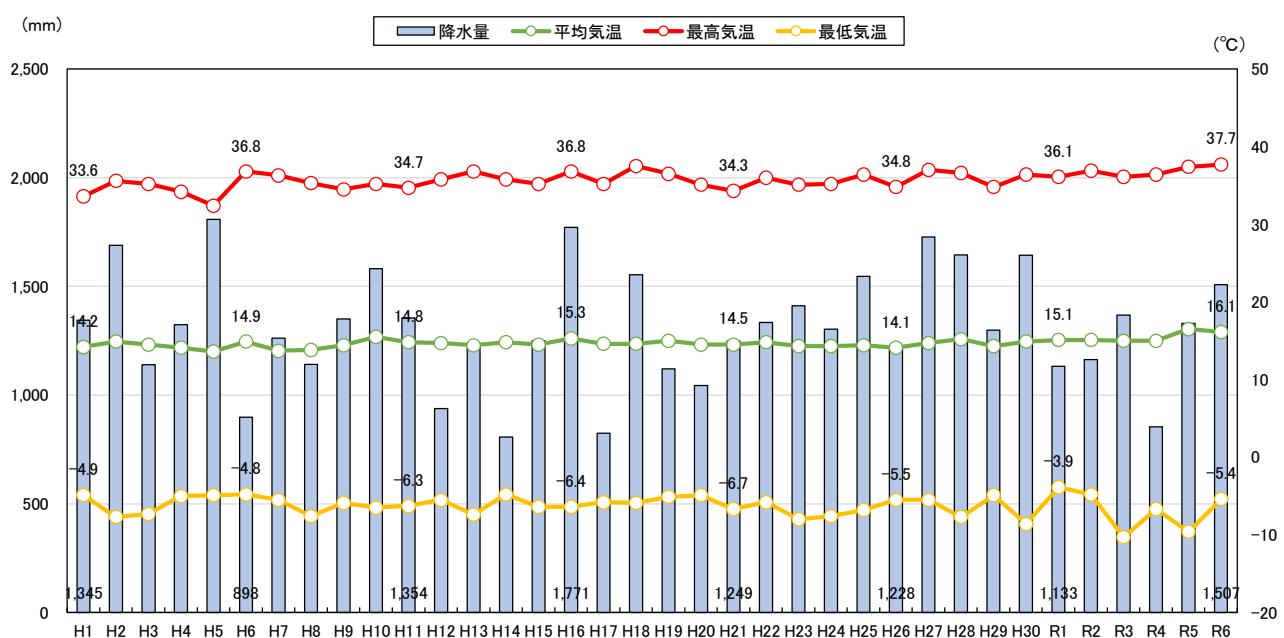


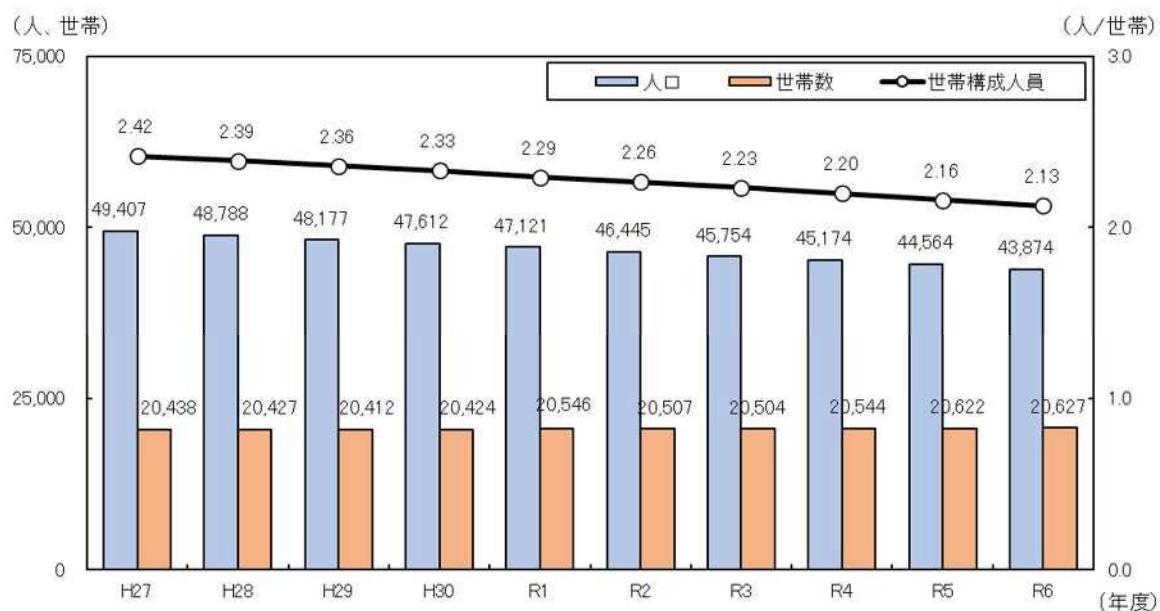
图2.1.3 過去36年間の平均気温等の推移

2.2 社会的特性

(1) 人口・世帯数の推移

人口・世帯数の推移は、図 2.2.1 に示すとおりです。

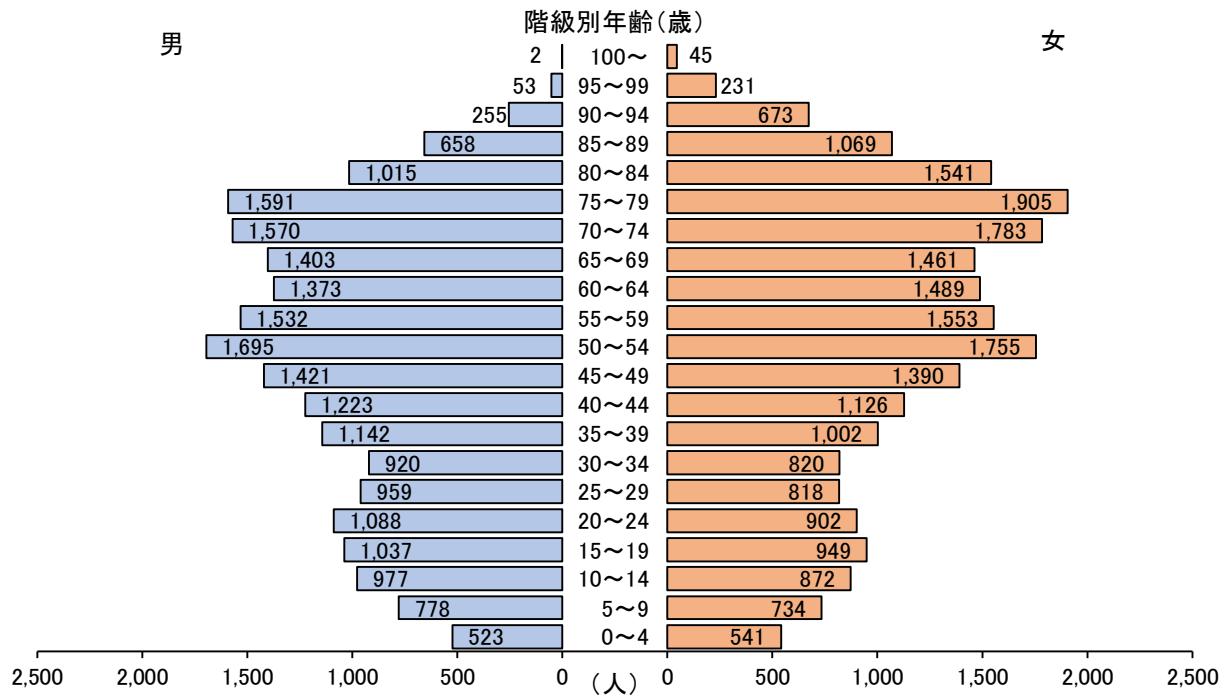
令和 7 年 3 月末の人口は 43,874 人、世帯数は 20,627 で、世帯構成人員は 2.13 人です。平成 27 年度に比べ、人口は 11.2% 減少、世帯数は 0.9% 増加しています。人口及び世帯構成人員は、減少傾向にあります。



出典:市民課「赤穂市の人口」(3月末)

図 2.2.1 人口・世帯数の推移

また、令和7年3月末現在の5歳階級別の年齢別人口は、図 2.2.2に示すとおり、男女ともに50～54歳の団塊ジュニア世代及び75～79歳の団塊世代が多くなっています。



出典: 年齢別人口統計表(令和7年3月末)

図 2.2.2 年齢別人口（令和7年3月末現在）

表 2.2.1 年齢別人口（令和7年3月末現在）

単位:人

年齢区分	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	割合(%)
0～14歳	4,425	2,278	2,147	10.09
15～64歳	24,194	12,390	11,804	55.14
65歳～	15,255	6,547	8,708	34.77
総計	43,874	21,215	22,659	100.00

(2) 産業構造

本市の産業の状況は、表 2.2.2 に示すとおりです。

令和3年6月1日現在の民営事業所数は1,737事業所で、従業者数は17,459人となっています。産業別に見ると、第三次産業が事業所数では約82%、従業者数では約68%となっています。

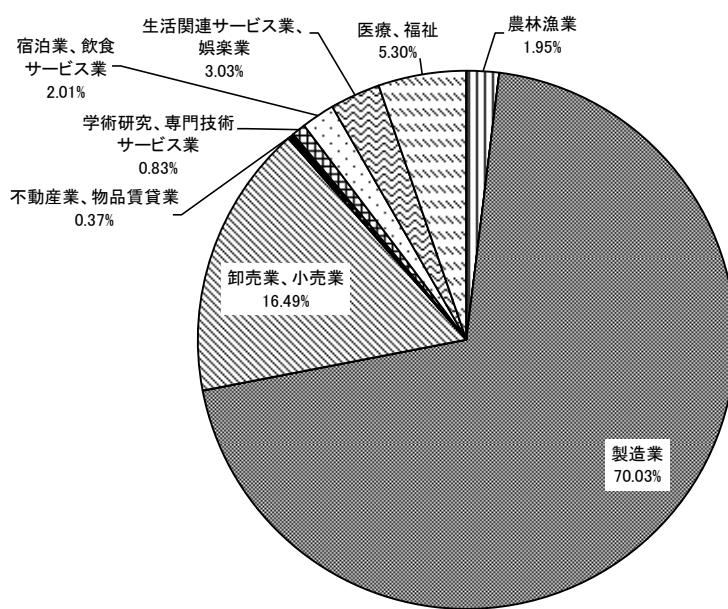
また、産業別の売上金額の割合は、1位の製造業(約70%)、2位の卸売業、小売業(約16%)、3位の医療、福祉(約5%)の上位3位で約9割を占めています。

表 2.2.2 産業別事業所数及び従業者数(民営)

2021年(令和3年度)の産業別事業所数及び従業者数(民営)

産業分類	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	産業分類(大分類)	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
第一次産業	14	0.77	313	1.69	農業	5	0.27	161	0.87
					林業	-	-	-	-
					漁業	9	0.49	152	0.82
第二次産業	309	16.94	5,592	30.12	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.05	29	0.16
					建設業	167	9.16	955	5.14
					製造業	141	7.73	4,608	24.82
第三次産業	1,414	82.29	11,554	68.19	電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.16	108	0.58
					情報通信業	2	0.11	6	0.03
					運輸業、郵便業	44	2.41	719	3.87
					卸売業、小売業	426	23.36	3,040	16.37
					金融業、保険業	34	1.86	296	1.59
					不動産業、物品販賣業	78	4.28	238	1.28
					学術研究、専門・技術サービス業	47	2.58	283	1.52
					宿泊業、飲食サービス業	245	13.43	1,846	9.94
					生活関連サービス業、娯楽業	158	8.66	659	3.55
					教育、学習支援業	59	3.23	414	2.23
					医療、福祉	157	8.61	2,612	14.07
					複合サービス事業	21	1.15	223	1.20
					サービス業(他に分類されないもの)	140	12.46	1,110	11.96
総計	1,737	100.00	17,459	100.00	総計	1,737	100.00	17,459	100.00

出典: 令和3年経済センサスー活動調査(令和3年6月1日現在)



出典: 令和3年経済センサスー活動調査(令和3年6月1日現在)

図 2.2.3 産業別売上金額の割合

(3) 土地利用状況

本市の都市計画区域は、市街化区域の面積は1,418ha、市街化調整区域は11,267haとなっており、市街化調整区域が全体の約89%を占めています。

また、用途地域別では、工業専用地域が約27%（383ha）と最も多く、次いで第一種中高層住居専用地域が約27%（379ha）、準工業地域が約10%（140ha）となっています。

表 2.2.3 都市計画区域と用途地域の指定状況

都市計画区域と用途地域の指定状況

区分	面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域	12,685.0	100.0
市街化区域	1,418.0	11.2
市街化調整区域	11,267.0	88.8

（令和7年3月31日現在）

用途地域	面積(ha)	構成比(%)
第一種低層住居専用地域	74.0	5.2
第二種低層住居専用地域	17.0	1.2
第一種中高層住居専用地域	379.0	26.7
第二種中高層住居専用地域	106.0	7.5
第一種住居地域	131.0	9.2
第二種住居地域	66.0	4.7
近隣商業地域	59.0	4.2
商業地域	37.0	2.6
準工業地域	140.0	9.9
工業地域	26.0	1.8
工業専用地域	383.0	27.0
合計	1,418.0	100.0

出典：都市計画課「都市計画の概要」

(4) 赤穂市がめざす環境の都市イメージ等

ア 赤穂市のまちづくりビジョン（2030 赤穂市総合計画）

自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち

2030 赤穂市総合計画では、「自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち」をまちづくりのビジョンとして、「誰一人取り残さない」、「あらゆる主体が持続可能な社会を目指す」といったSDGs(持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals)の理念を取り入れたまちづくりを推進し、市民や来訪者等の喜びと充実感を現在以上に高め、豊かさや暮らしの満足感がより大きなものとなるようなまちづくりの推進を提起しています。

イ 赤穂市がめざす環境の都市イメージ（赤穂市環境基本計画）

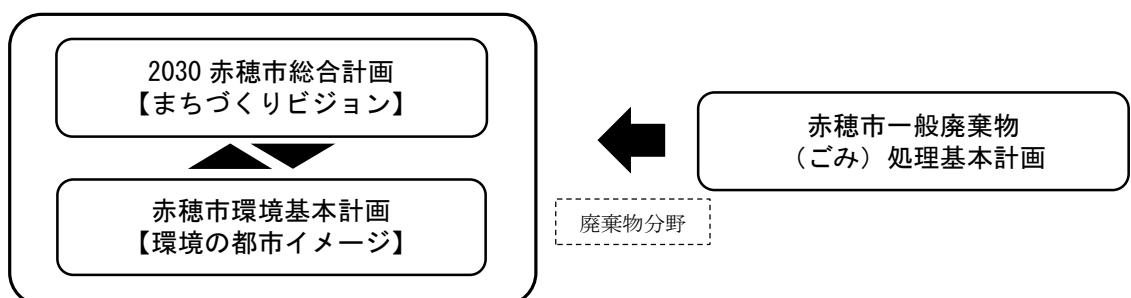
『環境進化都市・赤穂』 ～自律した市民・事業者・市がともに環境づくりに取り組むまち～

赤穂市環境基本計画では、『環境進化都市・赤穂～自律した市民・事業者・市がともに環境づくりに取り組むまち～』をめざす環境の都市イメージとし、2030 赤穂市総合計画に示されたまちづくりのビジョン実現を念頭においた施策を定めています。

この計画では、市民・事業者・市など社会の構成員すべての自律と協働のもと、より環境への負荷が少なく、人と自然とが共生した持続可能な環境へと進化(Evolution)する都市を目指しています。また、SDGs(持続可能な開発目標)の視点を取り入れた施策の推進を図っています。

ウ ごみ処理基本計画の役割

ごみ処理基本計画は、2030 赤穂市総合計画で示されたまちづくりのビジョンや環境基本計画で示された都市イメージの実現に向けて、ごみ処理の分野から取り組むべき基本方針・基本施策等を定めるものです。



3. 1 ごみ処理に関する国等の動向

(1) 国のごみ処理に関する計画等

ア 廃棄物処理基本方針及び第五次循環型社会形成推進基本計画

ごみ処理に係る国の目標としては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成28年環境省告示第7号、以下「廃棄物処理基本方針」という。) 及び「循環型社会形成推進基本計画」(環境省、第五次[令和6年8月])において、表3.1.1に示すとおり、ごみ排出量等の削減目標が設定されています。

表 3.1.1 国の減量・資源化目標等

指 標	廃棄物処理基本方針 (令和7年2月18日改定)		循環型社会形成推進基本計画	
			第五次計画(令和6年8月)	
	数値目標	目標年次	数値目標	目標年次
一般廃棄物の排出量	令和4年度比で 約9%削減	令和12年度	—	—
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 ^{注1}	約478g/人日		—	—
事業系ごみ排出量	—		—	—
リサイクル率又は出口側の循環利用率	リサイクル率 約26%		—	—
1人1日当たりごみ焼却量	約580g/人日		約580g/人日	令和12年度
最終処分量	令和4年度比で 約5%削減		—	—

出典1)廃棄物処理基本方針:廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(令和7年2月18日改定)

出典2)循環型社会形成推進基本計画(環境省、令和6年8月)

注1)家庭系ごみ排出量は、集団回収及び資源ごみを除く排出量

イ プラスチック資源循環戦略

プラスチックの海洋流出による地球規模での環境汚染が懸念されており、日本はワンウェイ（使い捨て）の1人当たり容器包装廃棄物が世界で2番目に多く、また未利用の廃プラスチックが一定程度あることなどから、「プラスチック資源循環戦略」（環境省他、令和元年5月）において、表 3.1.2に示すとおり、リデュース、リユース・リサイクル、再生利用等の目標が設定されています。

表 3.1.2 プラスチック資源循環に関する目標

区分	プラスチック資源循環戦略 (環境省他、令和元年5月)	
	数値目標	目標年次
リデュース	ワンウェイのプラスチック(容器包装等)をこれまでの努力を含め累計で25%排出抑制するよう目指す。	令和12年
リユース・ リサイクル	プラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクルするよう目指す。	令和12年
	すべての使用済プラスチックをリユース又はリサイクル、それが技術的経済的な観点等から難しい場合には熱回収も含め100%有効利用するよう目指す。	令和17年
再生利用	適用可能性を勘案した上で、令和12年までに、プラスチックの再生利用(再生素材の利用)を倍増するよう目指す。	令和12年

出典：プラスチック資源循環戦略（環境省他、令和元年5月）

ウ 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

「食品ロスの削減の推進に関する法律」第11条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「食品ロス基本方針」という。）として、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項が定められています。

都道府県は、食品ロス基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を、また、市町村は、食品ロス基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を、それぞれ定めるよう努めなければならないとされています。

表 3.1.3 食品ロス削減に関する目標

区分	食品ロス基本方針(閣議決定、令和7年3月変更)	
	数値目標	目標年度
食品ロス量	平成12年度比で事業系60%、家庭系50%（早期達成）削減	令和12年度
消費者割合	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合80%	—

出典：食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和7年3月変更）

(2) 兵庫県資源循環推進計画

ごみ処理に係る兵庫県の目標としては、「兵庫県資源循環推進計画」(令和6年1月)において、表 3.1.4に示すとおり、ごみ排出量等の目標値が設定されています。

目標項目として、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（集団回収及び資源ごみを除く。）及び最終処分量の目標値が定められています。

また、指標項目として、総排出量(削減率)、1人1日当たり事業系ごみ排出量(削減率) 及び再生利用率が定められています。

表 3.1.4 兵庫県の数値目標

区分		兵庫県資源循環推進計画 (令和6年1月)	
		数値目標	
		令和7年度 (2025年度) (中間目標)	令和12年度 (2030年度) (計画目標)
目標項目	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ^{注1}	477g/人日	459g/人日
	最終処分量	169千トン 令和2年度比で18%削減	151千トン 令和2年度比で27%削減
指標項目	総排出量 ^{注2}	1,706千トン 令和2年度比で6%削減	1,617千トン 令和2年度比で11%削減
	1人1日当たりの事業系ごみ排出量 ^{注1}	260g/人日 令和2年度比で5%削減	242g/人日 令和2年度比で12%削減
	再生利用率 ^{注3}	19%	21%

出典: 兵庫県資源循環推進計画(兵庫県、令和6年1月)

注1)1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量は、集団回収、資源ごみを除く排出量

注2)総排出量=家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量

注3)再生利用率=(直接・中間処理後資源化量+集団回収量)/(ごみ総処理量+集団回収量)

ごみ総処理量=直接焼却量+焼却以外の中間処理量+直接最終処分量+直接資源化量

3.2 赤穂市のごみ処理の現状

(1) ごみ処理体制

ア 分別と収集

本市の分別収集区分は、表 3.2.1 に示すとおり、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源ごみの4種8分別です。

燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源ごみは、いずれもごみステーション方式で収集しています。また、資源ごみのうち、その他プラスチック製容器包装及びペットボトルは市内に設置している拠点回収ボックスにおいても回収しています。

表 3.2.1 分別区分、排出形態及び収集頻度

分別区分	内 容 例		排出形態		収集回数
燃やすごみ	台所ごみ、ゴム、ビニール、プラスチック製品、革製品、布類、おもちゃ、マスク等		透明・半透明の袋	ごみステーション	週2回
燃やさないごみ	陶器類、ガラス類、金属類、お菓子などの缶、小型家電製品、乾電池(充電式以外)等		透明・半透明の袋	ごみステーション	月1回
粗大ごみ ^{注1)}	家具類、布団、家電製品(家電リサイクル法対象機器を除く)、自転車等		—	ごみステーション	月1回
資源ごみ (5分別)	缶・びん・紙ごみ	ジュース・ビールの空き缶、ドリンク等の空きびん、スプレー缶、チラシ、カレンダー、ポスター、レシート、書類、メモ用紙、厚紙	透明・半透明の袋	ごみステーション	月1回
	ダンボール・紙パック	ダンボール、紙パック	つぶしてひもで縛る	ごみステーション	月1回
	その他紙製容器包装	食料品の紙箱、紙カップ類、日用品の箱、台紙、紙袋類、包装紙類、飲料パック(内側がアルミ貼)	透明・半透明の袋	ごみステーション	月1回
	その他プラスチック製容器包装	食品トレイ、パック類、ボトル容器、緩衝材、ラップ類、カップ類、発泡スチロール、キャップ・ラベル、ポリ袋等	透明・半透明の袋	ごみステーション 拠点回収ボックス	月2回
	ペットボトル	ペットボトル	透明・半透明の袋	ごみステーション 拠点回収ボックス	月1回
集団回収	新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、布類		—	—	—
環境ごみ	埋立ごみ	土砂、泥	—	—	—
	剪定木	剪定枝類、草木類	—	—	—

出典:赤穂市ホームページ「ごみの収集・処理」及び令和7年度ごみ収集日程表を基に作成

注1)粗大ごみ:スプリング入りマットレス、90cc以下バイクは、粗大ごみの前処理券を貼って出す

注2)受入・処理ができないごみ

- ・危険物: 医療系廃棄物(注射器、注射針、治療針等)、園芸用薬品類、農薬、化学薬品、火薬、石油類、ガスボンベ、消火器等

- ・処理困難物: パソコン、バッテリー、自動車、自動車部品、廃タイヤ、バイク(90cc超)、農業用シート、大型機械、農機具、網、建設廃材、オイルヒーター、電動ベッド、ピアノ、ボタン電池等

- ・家電リサイクル法対象機器: テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

イ 中間処理体制

本市の中間処理施設は、表 3.2.2 に示すとおり、ごみ焼却施設、灰固化施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル施設及び剪定木破碎処理施設で構成されており、剪定木破碎処理施設を除いて全て一箇所に集約して設置しています。

また、ごみ種別の処理方法は、表 3.2.3 に示すとおりです。

表 3.2.2 中間処理施設の概要

施設名称		赤穂市ごみ処理施設	
所在地		赤穂市中広1494番地	
敷地面積		22,849m ²	
ごみ焼却施設	建築延床面積	3,141m ²	
	竣工年月	平成6年3月 (平成15年3月：排ガス高度処理対策)	
	処理能力	80t/日(40t/16h × 2基)	
	処理方式	准連続燃焼式(流動床式焼却炉)	
	灰処理	セメント固化処理(別棟)	
灰固化施設	余熱利用	給湯・燃焼用空気加温	
	建築延床面積	粗大ごみ処理施設に含む	
	竣工年月	平成8年3月	
	処理能力	9t/8h	
粗大ごみ処理施設	処理方式	セメント固化(二軸型混練機)	
	建築延床面積	2,519m ²	
	竣工年月	平成8年3月	
	処理能力	23t/5h	
	処理方式	燃やさないごみ：手選別+回転式破碎+磁選別+粒度選別+アルミ選別 +風力選別	
		粗大ごみ：二軸せん断式破碎+回転式破碎+磁選別+粒度選別 +アルミ選別+風力選別	
		缶・びん：手選別+磁選別+アルミ選別+圧縮 紙ごみ：手選別	
		ダンボール：圧縮梱包 紙パック：手選別	
リサイクル施設	建築延床面積	960.9m ² (工場部門:652.86m ² 、啓発部門308.04m ²)	
	竣工年月	平成16年6月	
	処理能力	6t/5h	
	処理方式	ペットボトル：手選別+圧縮梱包	
		その他紙製容器包装：手選別+圧縮梱包	
		その他プラ製容器包装：手選別+圧縮梱包	
施設名称		赤穂市不燃物最終処分場	
所在地		赤穂市周世1297番地100	
剪定木破碎処理施設	竣工年月	平成10年3月	
	処理能力	10～60m ³ /h	
	処理方式	二軸せん断式破碎(移動型)、平成30年2月破碎機更新	

表 3.2.3 ごみ種別の処理方法

ごみの種類	施設名称	処理方式	竣工年月	処理能力
燃やすごみ	ごみ焼却施設	流動床式焼却	H6.3	80t/日
	灰固化施設	セメント固化処理	H8.3	9t/日
燃やさないごみ				
粗大ごみ				
資源ごみ	缶・びん	粗大ごみ処理施設	H8.3	23t/日
	紙ごみ			
	ダンボール			
	紙パック			
	その他紙製容器包装			
	その他プラスチック製容器包装	リサイクル施設	H16.6	6t/日
	ペットボトル			
環境ごみ	埋立ごみ	不燃物最終処分場	—	S59.12 227,500m ³ (埋立容量)
	剪定木	剪定木破碎処理施設	破碎	H10.3 H30.2更新 10~60m ³ /h

ウ 最終処分体制

本市の最終処分場は、表 3.2.4 に示すとおり、昭和 59 年度から埋立を開始し、焼却残渣、破碎処理残渣、環境ごみ等を埋立処分しています。埋立残容量は約 15 年程度となっています。

表 3.2.4 最終処分場の概要

施設名称		赤穂市不燃物最終処分場
所在地		赤穂市周世1297番地100
不燃物最 終処分場	竣工年月	昭和59年12月
	敷地面積	154,000m ²
	埋立面積	35,200m ²
	埋立容量	227,500m ³
	埋立対象	一般廃棄物(不燃ごみ)
	浸出水 処理施設	処理能力: 66m ³ /日(日平均) 処理方式: 回転円板+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭処理

エ ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理フローは、図 3.2.1 に示すとおりで、分別品目別に焼却施設、粗大ごみ処理施設及びリサイクル施設等で処理を行い、資源化や最終処分を行っています。また、各施設の配置位置は図 3.2.2 に示すとおりです。

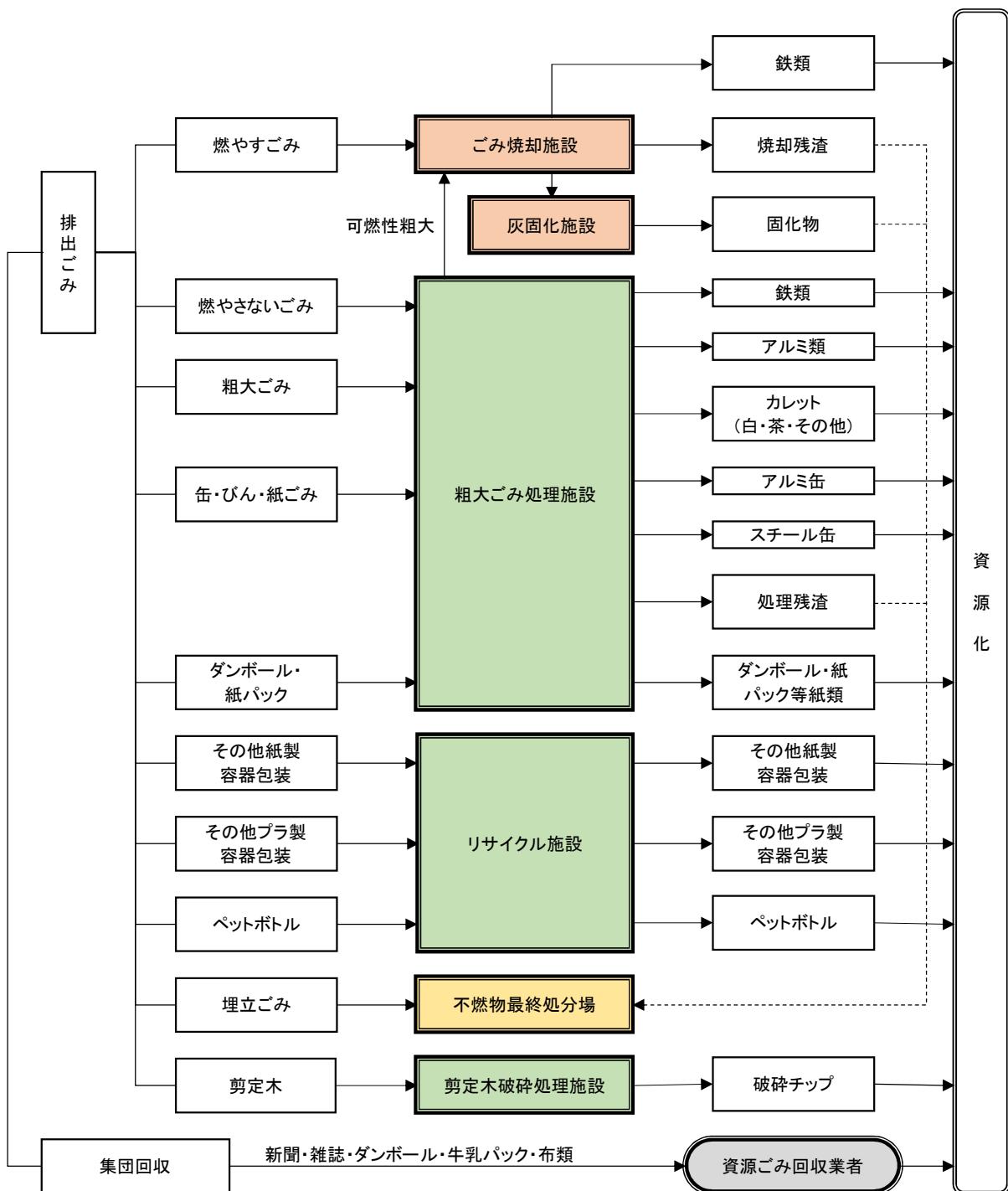


図 3.2.1 ごみ処理フロー



図 3.2.2 ゴミ処理施設の位置

オ ごみ減量化・資源化に係る補助制度等

(ア) 生ごみ堆肥化容器等購入助成金交付要綱

本市では、家庭から排出される生ごみの減量化を図るために、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機を購入する者に対し、「赤穂市生ごみ堆肥化容器等購入助成金交付要綱」（概要は表 3.2.5）により費用の一部を補助しています。

表 3.2.5 生ごみ堆肥化容器等購入助成金交付要綱の概要

制度の目的	生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機を購入する者に対し、助成金を交付することにより、住民の容器等の購入を容易にし、もって一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を図ることを目的とする。
助成金の額	購入価格の2分の1 生ごみ堆肥化容器上限3,000円、生ごみ処理機上限20,000円 ※助成額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 ※生ごみ堆肥化容器1世帯につき2基、生ごみ処理機1世帯につき1基

出典：赤穂市生ごみ堆肥化容器等購入助成金交付要綱(平成4年9月22日訓令甲第29号)

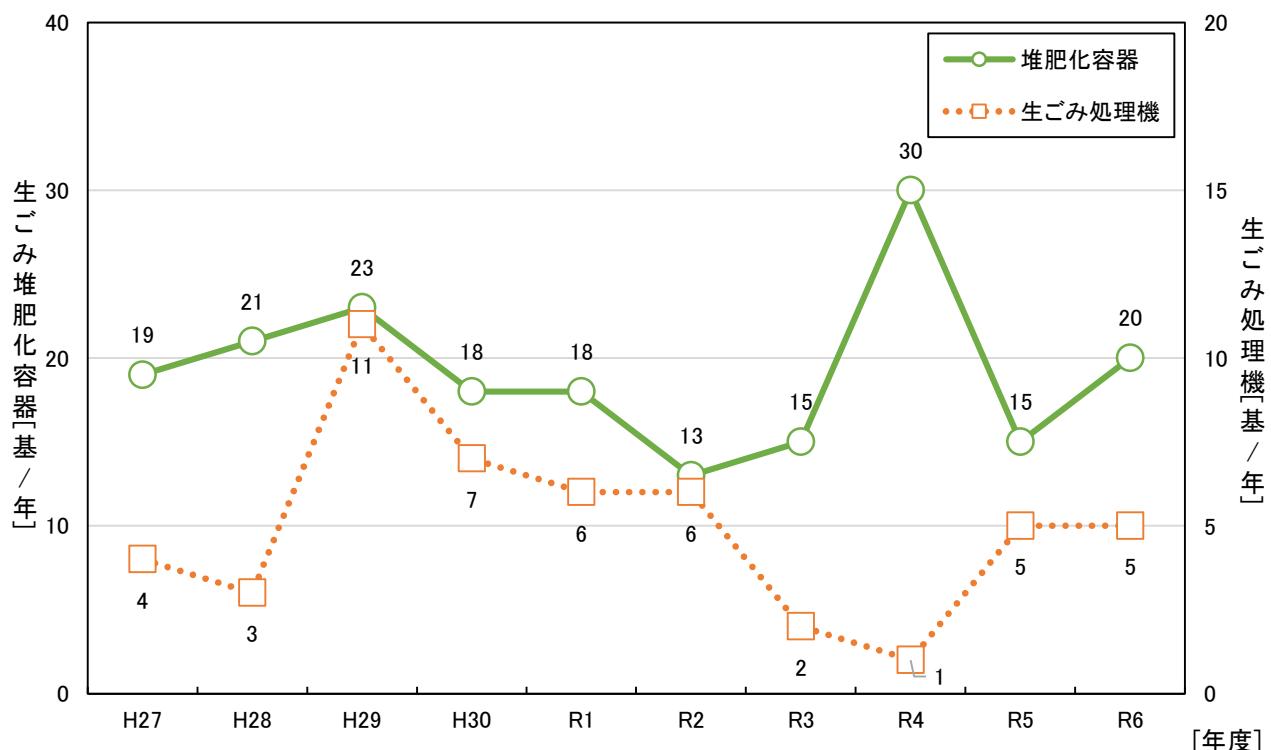


図 3.2.3 生ごみ堆肥化容器等購入助成の実績推移

(イ) 資源ごみ集団回収奨励金交付要綱

本市では、ごみの減量化及び資源化を図るため、市内の市民団体が行う資源ごみ集団回収に対し、「赤穂市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱」(概要は表 3.2.6)により奨励金を交付しています。この要綱により回収した資源ごみを本計画では集団回収としています。

表 3.2.6 資源ごみ集団回収奨励金交付要綱の概要

制度の内容	ごみの減量化と再資源化を図るため、市内の市民団体等が行う資源ごみ集団回収に対し、奨励金を交付する。		
奨励金交付対象	<ul style="list-style-type: none"> 概ね自治会を単位とする規模の団体であること。 原則として、年4回以上資源ごみ集団回収を実施する団体であること。 営業を目的としない団体であること。 		
奨励金の額	品目	区分	補助金
	紙類	新聞紙	4円/kg
		雑誌	
		ダンボール	
	牛乳パック	—	
	布類	—	

出典:赤穂市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱(平成2年9月30日訓令甲第27号)

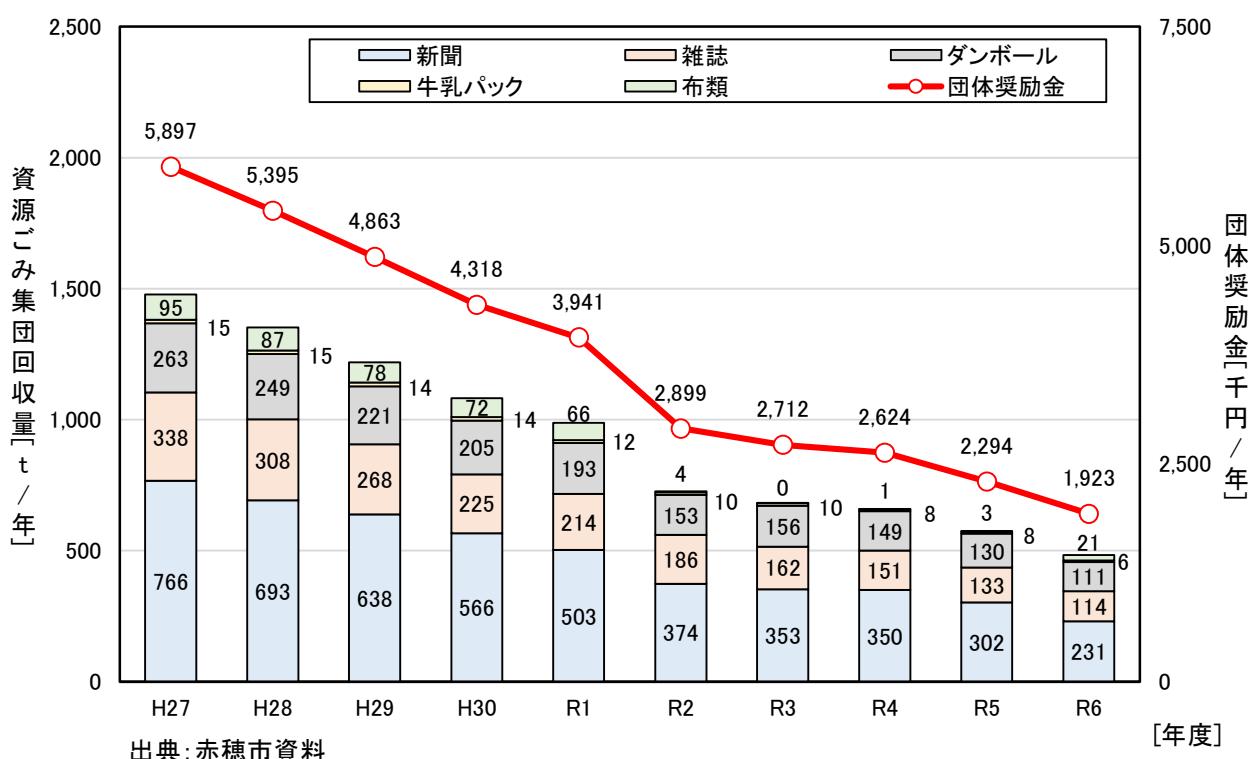


図 3.2.4 資源ごみ集団回収量及び奨励金の実績推移

表 3.2.7 資源ごみ集団回収量及び奨励金の実績推移

[年度]		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
集 団 回 収 量	新聞	t/年	766	693	638	566	503	374	353	350	302	231
	雑誌	t/年	338	308	268	225	214	186	162	151	133	114
	ダンボール	t/年	263	249	221	205	193	153	156	149	130	111
	牛乳パック	t/年	15	15	14	14	12	10	10	8	8	6
	布類	t/年	95	87	78	72	66	4	0	1	3	21
	合計	t/年	1,477	1,352	1,219	1,082	988	727	681	659	575	484
団体奨励金		千円/年	5,897	5,395	4,863	4,318	3,941	2,899	2,712	2,624	2,294	1,923

出典:赤穂市資料

(ウ) 高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱

本市では、高齢者や障がいのある人等のうち、日常生活で家庭から排出される一般廃棄物をごみステーションまで自ら搬出することが困難な世帯に対して、「赤穂市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱」（概要は表 3.2.8）により、ごみの戸別収集を実施し、ごみ出しに係る負担を軽減しています。

表 3.2.8 高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱の概要

制度の内容	日常生活に伴い家庭から排出される一般廃棄物を自らごみステーションまで搬出することが困難な高齢者や障がい者等の世帯に対して、ごみの戸別収集を実施する。
対象世帯	市内に住所を有し、かつ居住している世帯であって、下記のいずれかに該当する世帯 (1)ひとり暮らしの高齢者又は高齢者で構成される世帯であって、介護保険サービスの訪問介護を利用している世帯 (2)ひとり暮らしの障がい者又は障がい者で構成される世帯であって、障害福祉サービスの居宅介護を利用している世帯 (3)(1),(2)に規定する世帯に準ずる世帯として市長が特に必要と認めた世帯
収集方法	・あらかじめ市長が指定する家屋外の場所に設置した容器へごみを搬出する。 ・週に1回収集する。 ・戸別収集を行う美化センター職員は、利用世帯の家屋内に立ち入って収集しない。 ・市長はごみの排出場所について、利用世帯と協議のうえ変更することができる。

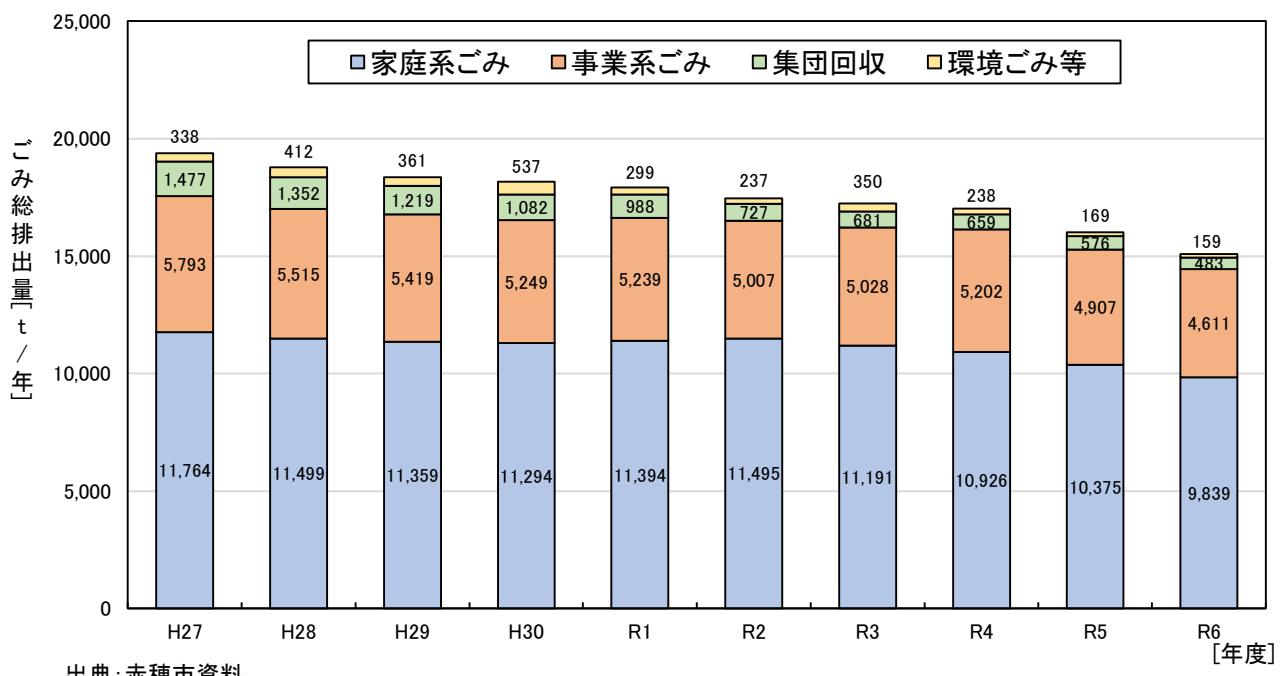
出典:赤穂市高齢者等ごみ出し支援事業実施要綱(平成27年6月17日訓令甲第41号)

(2) ごみの排出状況

ア ごみ総排出量

ごみ総排出量（排出形態別）の推移は、図 3.2.5 及び表 3.2.9 に示すとおりです。

ごみ総排出量は、家庭系ごみが約 65%、事業系ごみが約 30% となっています。家庭系ごみ、事業系ごみともに概ね減少傾向にあります。



出典：赤穂市資料

図 3.2.5 ごみ総排出量（排出形態別）の推移

表 3.2.9 ごみ総排出量（排出形態別）の推移

[年度]	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
家庭系ごみ	11,764	11,499	11,359	11,294	11,394	11,495	11,191	10,926	10,375	9,839
事業系ごみ	5,793	5,515	5,419	5,249	5,239	5,007	5,028	5,202	4,907	4,611
集団回収	1,477	1,352	1,219	1,082	988	727	681	659	576	483
環境ごみ等	338	412	361	537	299	237	350	238	169	159
ごみ総排出量	19,372	18,778	18,358	18,162	17,920	17,466	17,250	17,025	16,027	15,092

出典：赤穂市資料

イ 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみは、直営により収集されるごみ（直営収集ごみ）と、市民が自らごみ処理施設へ搬入するごみ（直接搬入ごみ）に区分され、図 3.2.6 及び表 3.2.10 に示すとおり、大部分が直営収集ごみとなっています。

家庭系ごみ排出量の推移は、図 3.2.7 及び表 3.2.11 に示すとおりです。燃やすごみ、燃やさないごみは減少傾向にあります。資源ごみは、ほぼ横ばいで推移しています。粗大ごみは、令和2年度をピークに減少傾向にあります。

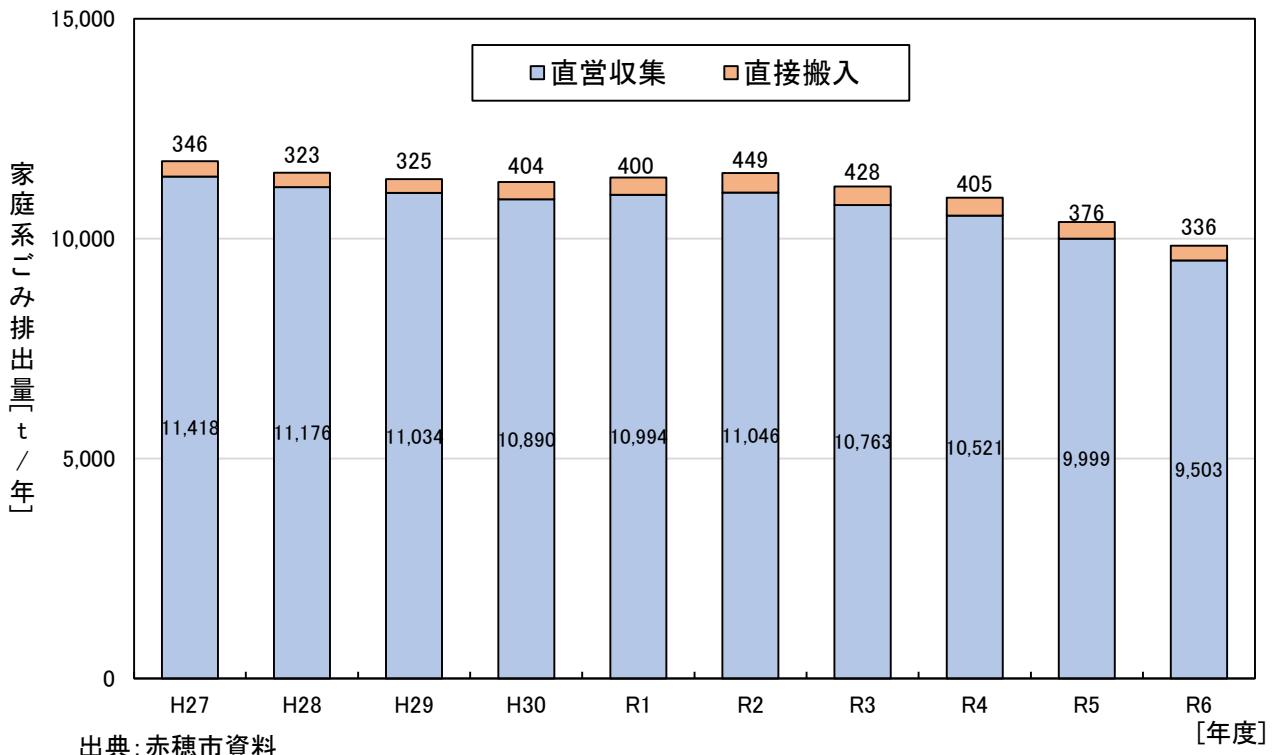


図 3.2.6 家庭系ごみの収集形態別排出量の推移

表 3.2.10 家庭系ごみの収集形態別排出量の推移

[年度]	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	単位:t/年
直営収集	11,418	11,176	11,034	10,890	10,994	11,046	10,763	10,521	9,999	9,503	
直接搬入	346	323	325	404	400	449	428	405	376	336	
家庭系ごみ排出量	11,764	11,499	11,359	11,294	11,394	11,495	11,191	10,926	10,375	9,839	

出典:赤穂市資料

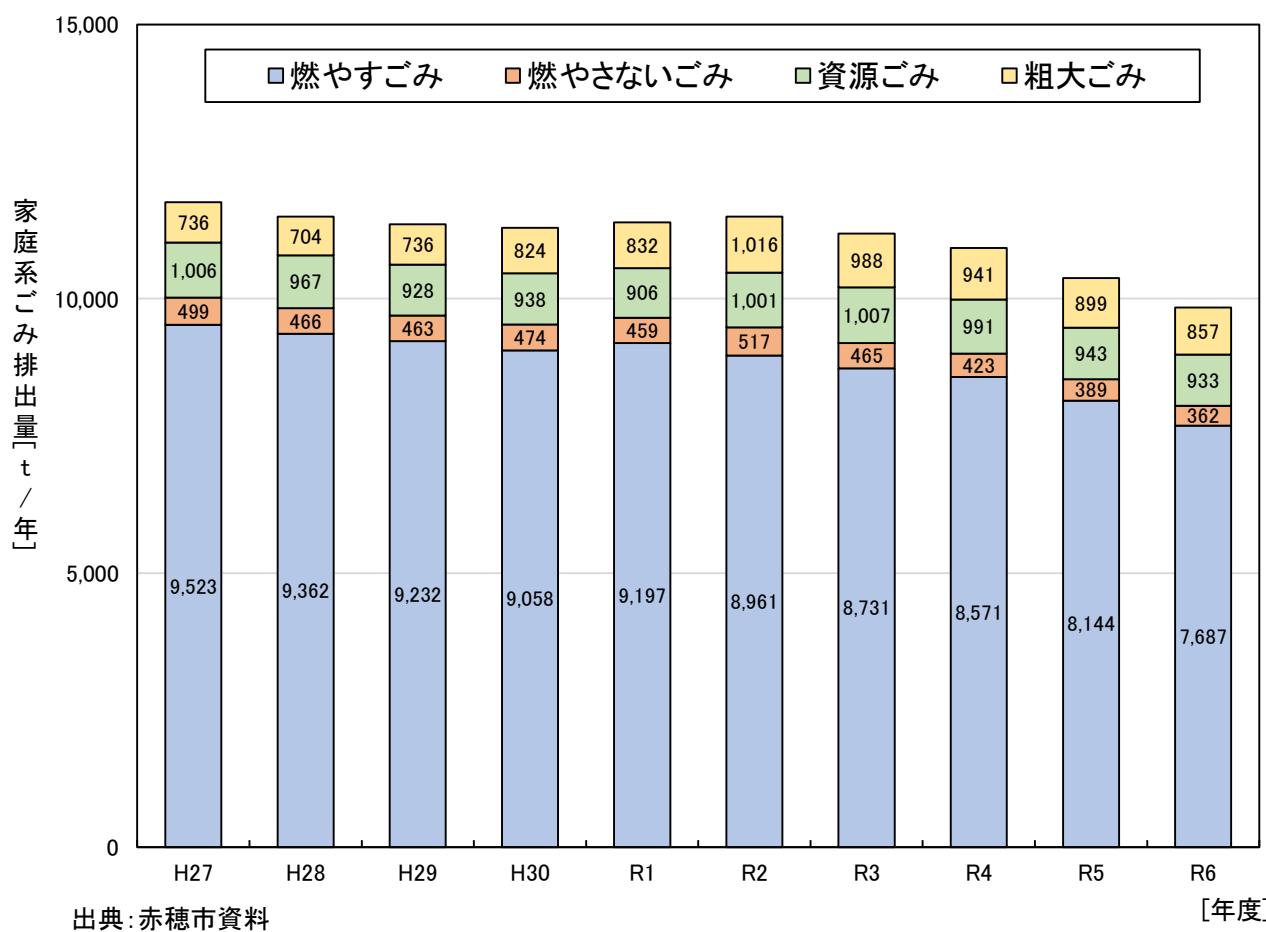


図 3.2.7 ごみ種別家庭系ごみ排出量の推移

表 3.2.11 ごみ種別家庭系ごみ排出量の推移

[年度]	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
燃やすごみ	9,523	9,362	9,232	9,058	9,197	8,961	8,731	8,571	8,144	7,687
燃やさないごみ	499	466	463	474	459	517	465	423	389	362
資源ごみ	1,006	967	928	938	906	1,001	1,007	991	943	933
粗大ごみ	736	704	736	824	832	1,016	988	941	899	857
家庭系ごみ排出量	11,764	11,499	11,359	11,294	11,394	11,495	11,191	10,926	10,375	9,839

出典:赤穂市資料

ウ 事業系ごみ排出量

事業系ごみは、家庭系ごみと異なり、収集は行っておらず、全量が排出事業者から収集運搬の委託を受けた許可業者による収集（許可業者収集）又は排出事業者により直接搬入されます（図 3.2.8 及び表 3.2.12 参照）。

事業系ごみ排出量の推移は、図 3.2.9 及び表 3.2.13 に示すとおりです。事業系ごみの大部分は燃やすごみで減少傾向にあり、燃やさないごみ、資源ごみも減少傾向にありますが、粗大ごみは緩やかに増加傾向にあります。



図 3.2.8 事業系ごみの収集形態別排出量の推移

表 3.2.12 事業系ごみの収集形態別排出量の推移

単位:t/年

[年度]	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
許可業者収集	4,440	4,286	4,234	4,087	4,080	3,798	3,884	4,007	3,864	3,667
直接搬入	1,353	1,229	1,185	1,162	1,159	1,209	1,144	1,195	1,043	944
事業系ごみ排出量	5,793	5,515	5,419	5,249	5,239	5,007	5,028	5,202	4,907	4,611

出典: 赤穂市資料

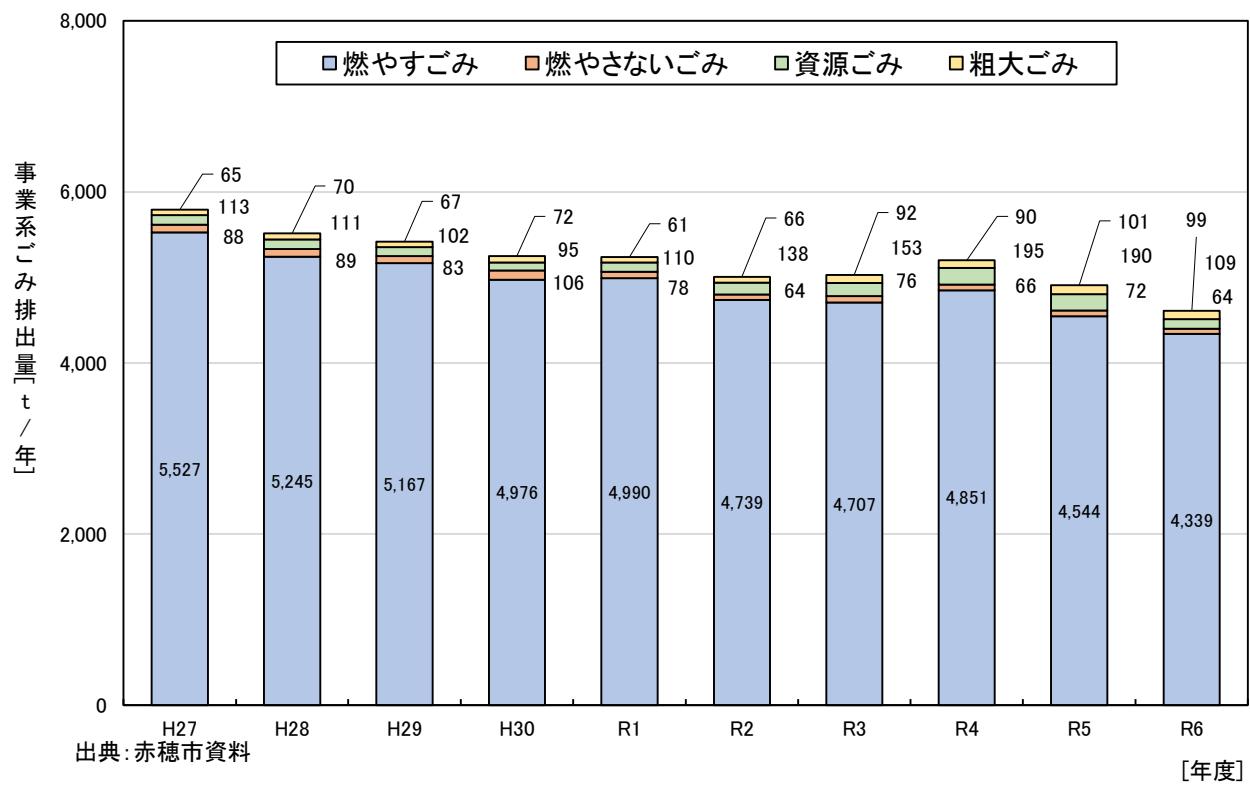


図 3.2.9 ゴミ種別事業系ごみ排出量の推移

表 3.2.13 ゴミ種別事業系ごみ排出量の推移

[年度]	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
燃やすごみ	5,527	5,245	5,167	4,976	4,990	4,739	4,707	4,851	4,544	4,339
燃やさないごみ	88	89	83	106	78	64	76	66	72	64
資源ごみ	113	111	102	95	110	138	153	195	190	109
粗大ごみ	65	70	67	72	61	66	92	90	101	99
事業系ごみ排出量	5,793	5,515	5,419	5,249	5,239	5,007	5,028	5,202	4,907	4,611

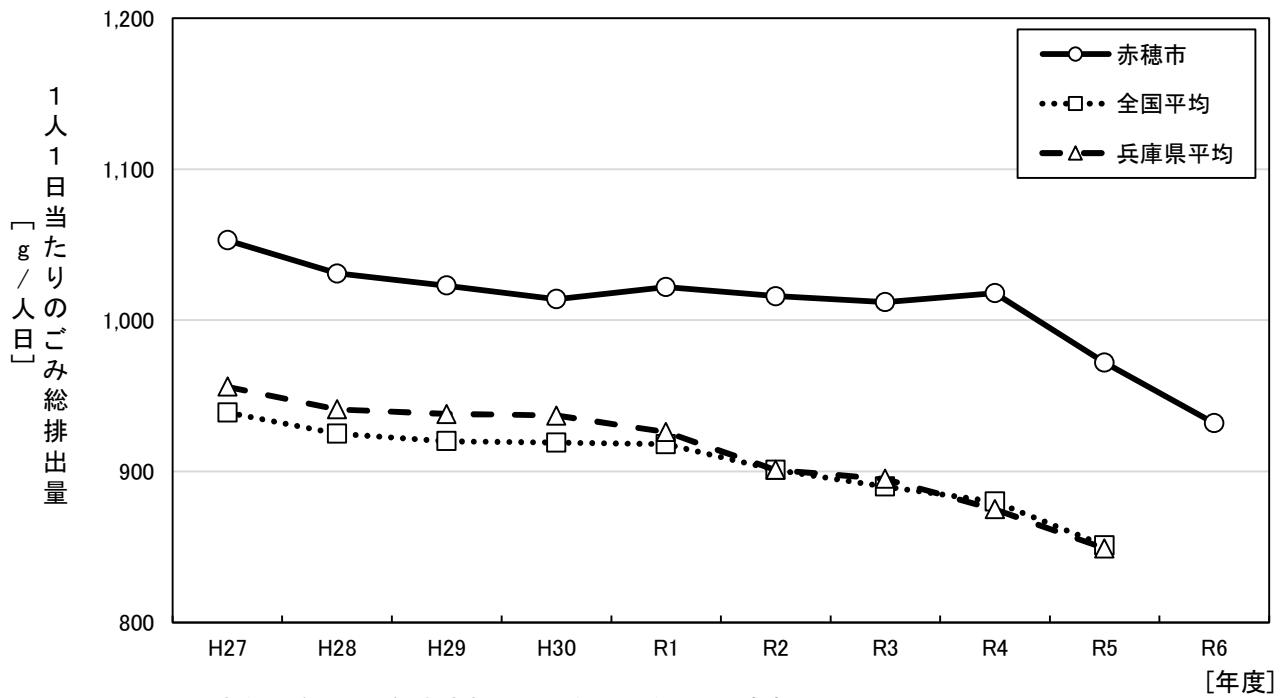
出典:赤穂市資料

エ 排出量の原単位

(ア) 1人1日当たりのごみ総排出量

原単位とは、排出量を人口及び年間日数などで除した値です。1人1日当たりのごみ総排出量の推移は、図 3.2.10 及び表 3.2.14 に示すとおりです。

本市の1人1日当たりのごみ総排出量は、概ね減少傾向にあります。兵庫県平均や全国平均と比較すると多い状況にあります。



出典:赤穂市資料、一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注)赤穂市のごみ総排出量は、全国平均及び兵庫県平均との比較のため、環境ごみ等を除く

図 3.2.10 1人1日当たりのごみ総排出量の全国平均等との比較

表 3.2.14 1人1日当たりのごみ総排出量の全国平均等との比較

[年度]	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
赤穂市	1,053	1,031	1,023	1,014	1,022	1,016	1,012	1,018	972	932
全国平均	939	925	920	919	918	901	890	880	851	-
兵庫県平均	956	941	938	937	926	901	895	875	849	-

出典:赤穂市資料、一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注)赤穂市のごみ総排出量は、全国平均及び兵庫県平均との比較のため、環境ごみ等を除く

(イ) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）

国や兵庫県の家庭系ごみ排出量の目標値は、資源ごみを除いた排出量を採用していることから、本市の資源ごみを除いた排出量について、兵庫県平均や全国平均と比較します。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く。）の推移は、図3.2.11及び表3.2.15に示すとおりです。本市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く。）は、ごみ総排出量と同様に兵庫県平均や全国平均と比較すると多い状況にあります。

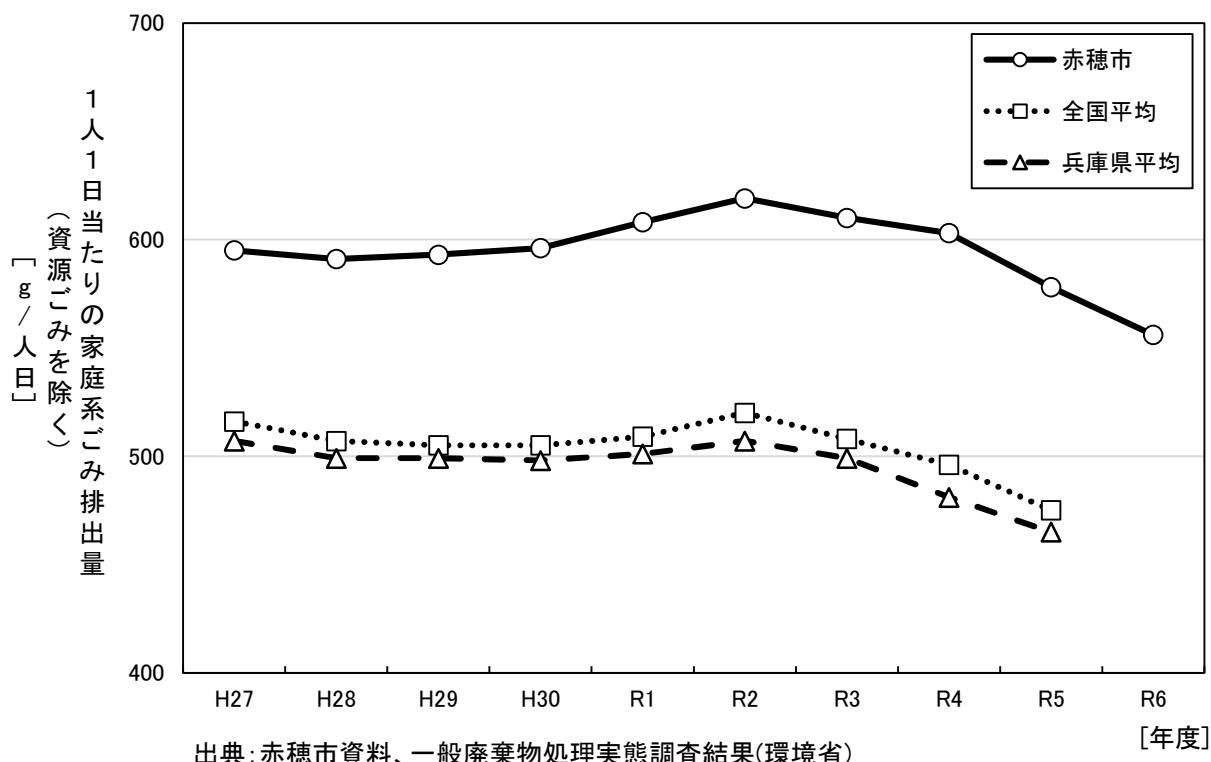


図3.2.11 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）
の全国平均等との比較

表3.2.15 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）
の全国平均等との比較

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
赤穂市	595	591	593	596	608	619	610	603	578	556
全国平均	516	507	505	505	509	520	508	496	475	-
兵庫県平均	507	499	499	498	501	507	499	481	465	-

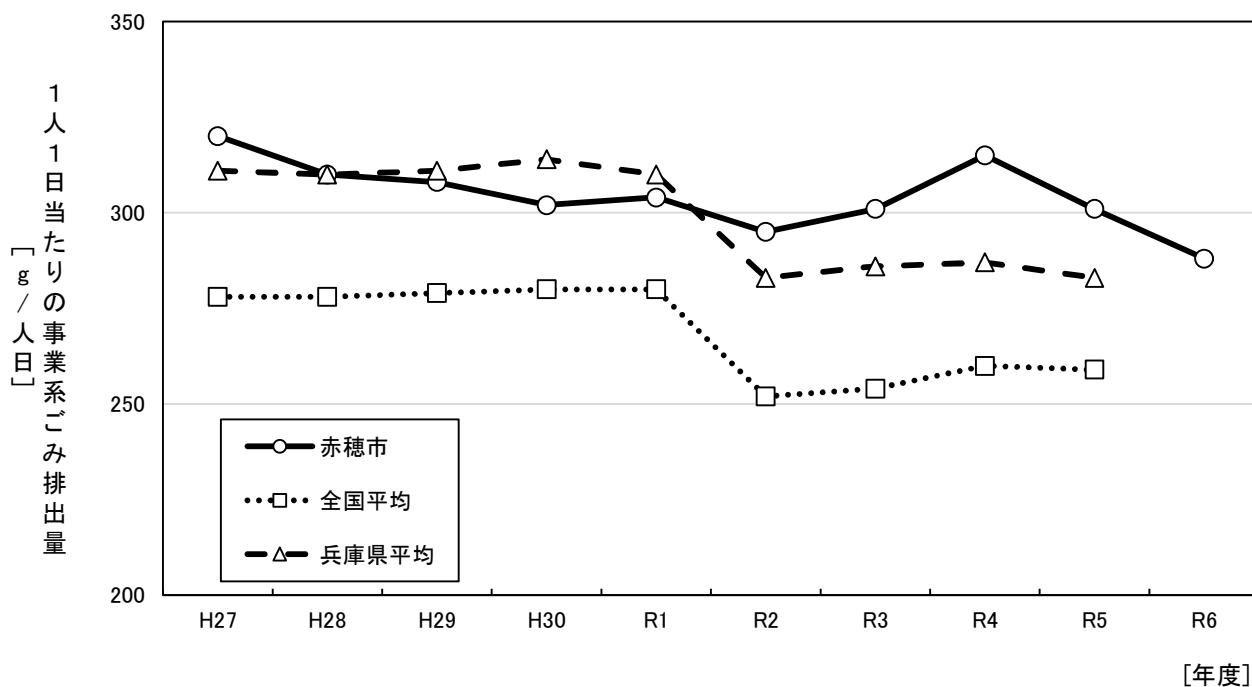
出典:赤穂市資料、一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注)家庭系ごみは資源ごみを除く

(ウ) 1人1日当たりの事業系ごみ排出量（資源ごみを含む）

1人1日当たりの事業系ごみ排出量の推移は、図 3.2.12 及び 表 3.2.16 に示すとおりです。

本市の1人1日当たりの事業系ごみ排出量は、兵庫県平均や全国平均と比較すると多い状況にあります。



出典：赤穂市資料、一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.2.12 1人1日当たりの事業系ごみ排出量（資源ごみを含む）の全国平均等との比較

表 3.2.16 1人1日当たりの事業系ごみ排出量（資源ごみを含む）の全国平均等との比較

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
赤穂市	320	310	308	302	304	295	301	315	301	288
全国平均	278	278	279	280	280	252	254	260	259	-
兵庫県平均	311	310	311	314	310	283	286	287	283	-

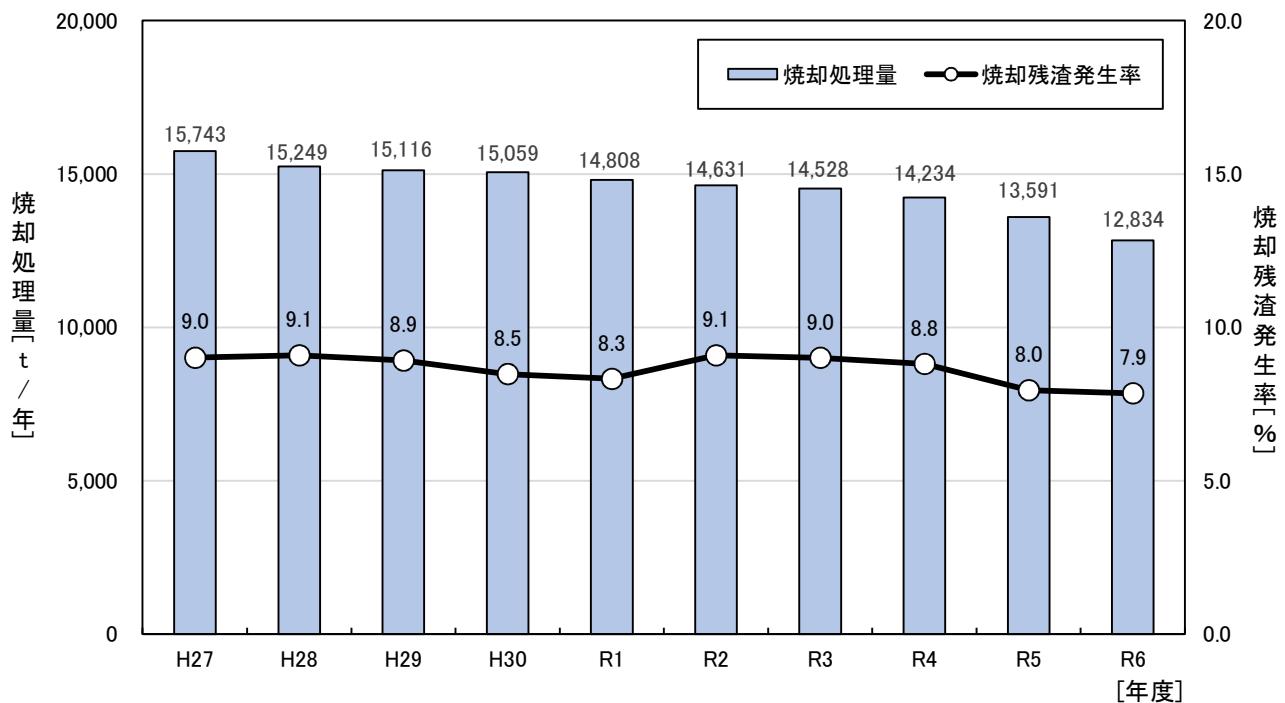
出典：赤穂市資料、一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

(3) ごみの処理状況

ア 焼却処理の状況

焼却処理量及び焼却残渣発生率の推移は、図 3.2.13 及び表 3.2.17 に示すとおりです。

焼却処理量は減少傾向にあります。また、焼却残渣発生率も、令和2年度以降では減少傾向にあります。



出典:赤穂市資料

図 3.2.13 焼却処理量等の推移

表 3.2.17 焼却処理量等の推移

[年度]	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
焼却処理量 [t/年]	15,743	15,249	15,116	15,059	14,808	14,631	14,528	14,234	13,591	12,834
焼却残渣量 [t/年]	1,419	1,386	1,349	1,277	1,233	1,330	1,309	1,254	1,081	1,008
焼却残渣発生率 [%]	9.0	9.1	8.9	8.5	8.3	9.1	9.0	8.8	8.0	7.9

出典:赤穂市資料

イ 燃やすごみの性状

燃やすごみの性状は、表 3.2.18 に示すとおりです。

ごみ組成については、紙・布類が最も多く、約 46%を占めています。次いで、ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類約 30%、木・竹・わら類約 12%となっています。

低位発熱量は約 2,200kcal/kg 程度となっています。また、三成分については、水分が約 49%、可燃分が約 46%を占めています。

表 3.2.18 燃やすごみの性状

	可燃ごみ組成						ごみの3成分			低位発熱量	その他
	紙類・布類	合ビ成ニ樹脂ル・皮ゴ革ム類・	木・竹・わら類	厨芥類	不燃物類	その他	水分	灰分	可燃分	実測値	単位体積重量
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	kcal/kg	kg/m ³
令和2年度	44.4	27.0	12.9	8.4	2.9	4.5	48.2	5.5	46.4	2,075	142
令和3年度	48.3	30.1	10.8	3.3	1.4	6.1	48.5	4.9	46.6	2,225	120
令和4年度	48.1	30.4	10.6	4.9	1.6	4.4	48.4	4.9	46.8	2,228	139
令和5年度	42.2	32.1	15.6	5.2	1.2	3.7	47.5	4.6	47.9	2,353	130
令和6年度	48.2	28.1	11.2	8.6	1.3	2.7	51.1	4.6	44.3	2,210	163
総平均値	46.2	29.5	12.2	6.1	1.7	4.3	48.7	4.9	46.4	2,218	139
最大値	54.9	41.4	24.2	13.0	6.0	11.7	53.4	6.7	50.3	2,650	184
最小値	36.2	17.6	2.0	2.3	0.2	1.8	43.9	3.0	42.1	1,900	100

出典:ごみ質・排ガス測定等業務委託報告書(赤穂市)

注1)各年度のごみ質は、年4回測定の平均値

注2)総平均値、最大値及び最小値は、全ての測定値の平均値、最大値及び最小値

ウ 資源化の状況

資源化量及び資源化率の推移は、図 3.2.14 及び表 3.2.19 に示すとおりです。

資源化量及び資源化率は、集団回収量の減少を受け、全体として減少傾向で推移しています。また、資源化率も令和6年度約13.0%と減少傾向にあり、全国平均及び兵庫県平均を下回っています。

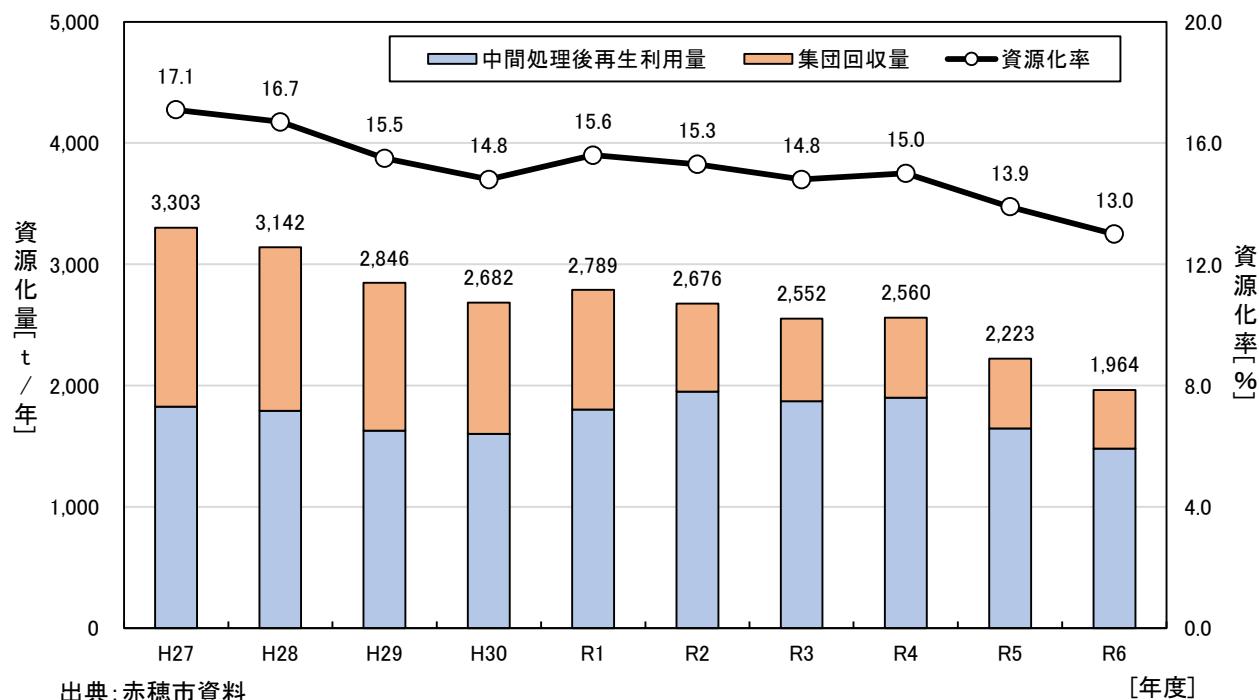


図 3.2.14 資源化量等の推移

表 3.2.19 資源化量等の推移

[年度]	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ総排出量 [t/年]	19,372	18,778	18,358	18,162	17,920	17,466	17,250	17,025	16,027	15,092
資源化量 [t/年]	3,303	3,142	2,846	2,682	2,789	2,676	2,552	2,560	2,223	1,964
直接資源化量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中間処理後再生利用量	1,826	1,790	1,627	1,600	1,801	1,949	1,871	1,901	1,647	1,481
集団回収量	1,477	1,352	1,219	1,082	988	727	681	659	576	483
資源化率 [%]										
赤穂市	17.1	16.7	15.5	14.8	15.6	15.3	14.8	15.0	13.9	13.0
兵庫県平均	16.6	16.8	16.9	16.7	15.7	15.5	15.4	15.2	15.2	—
全国平均	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6	20.0	19.9	19.6	19.5	—

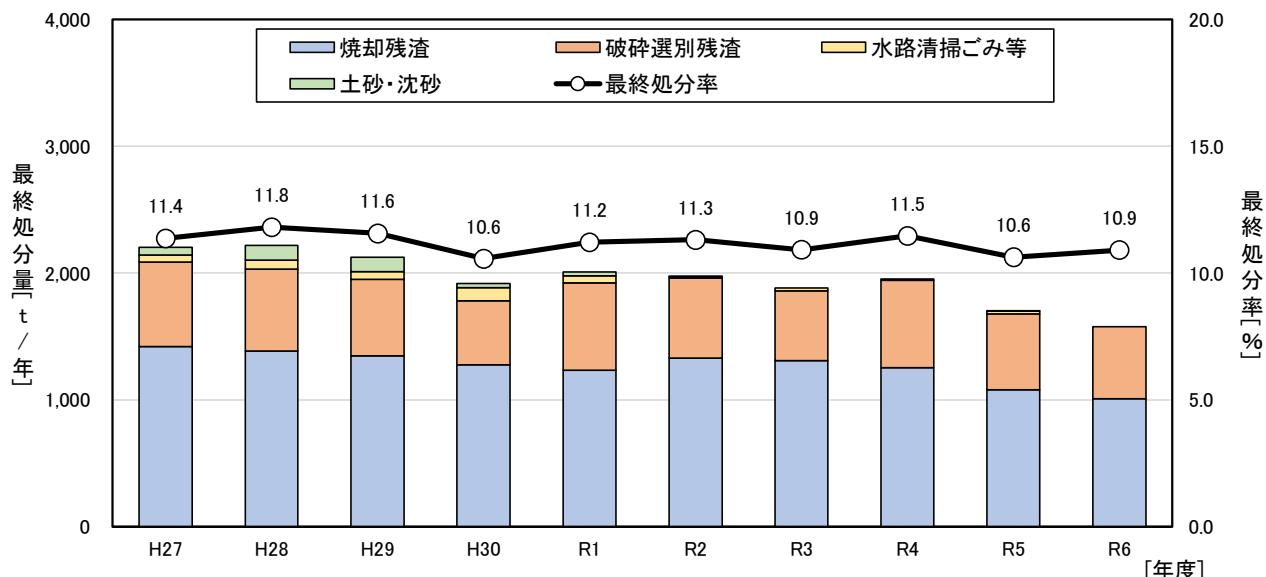
出典1)兵庫県平均、全国平均以外:赤穂市資料

出典2)兵庫県平均、全国平均:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

エ 最終処分の状況

最終処分量及び最終処分率の推移は、図 3.2.15 及び表 3.2.20 に示すとおりです。

焼却残渣は減少傾向で、全体としても減少傾向にあります。また、最終処分率は約 11%で概ね横ばいで推移しています。



出典:赤穂市資料

図 3.2.15 最終処分量等の推移

表 3.2.20 最終処分量等の推移

[年度]	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ総排出量 [t/年]	19,372	18,778	18,358	18,162	17,920	17,466	17,250	17,025	16,027	15,092
最終処分量 [t/年]	2,201	2,217	2,123	1,919	2,009	1,976	1,884	1,952	1,703	1,646
焼却残渣	1,419	1,386	1,349	1,277	1,233	1,330	1,309	1,254	1,081	1,008
破碎選別残渣 ^{注1)}	669	644	601	504	690	632	550	688	596	571
水路清掃ごみ等 ^{注2)}	54	72	61	104	56	8	25	10	24	64
土砂・沈砂	59	115	112	34	30	6	0	0	2	3
最終処分率 [%]										
赤穂市	11.4	11.8	11.6	10.6	11.2	11.3	10.9	11.5	10.6	10.9
兵庫県平均	11.9	11.6	11.0	11.1	11.1	11.4	11.2	11.1	10.7	-
全国平均	9.5	9.2	9.0	9.0	8.9	8.7	8.4	8.4	8.1	-

出典1)兵庫県平均、全国平均以外:赤穂市資料

出典2)兵庫県平均、全国平均:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注1)破碎選別残渣:粗大ごみ処理施設から発生する処理残渣

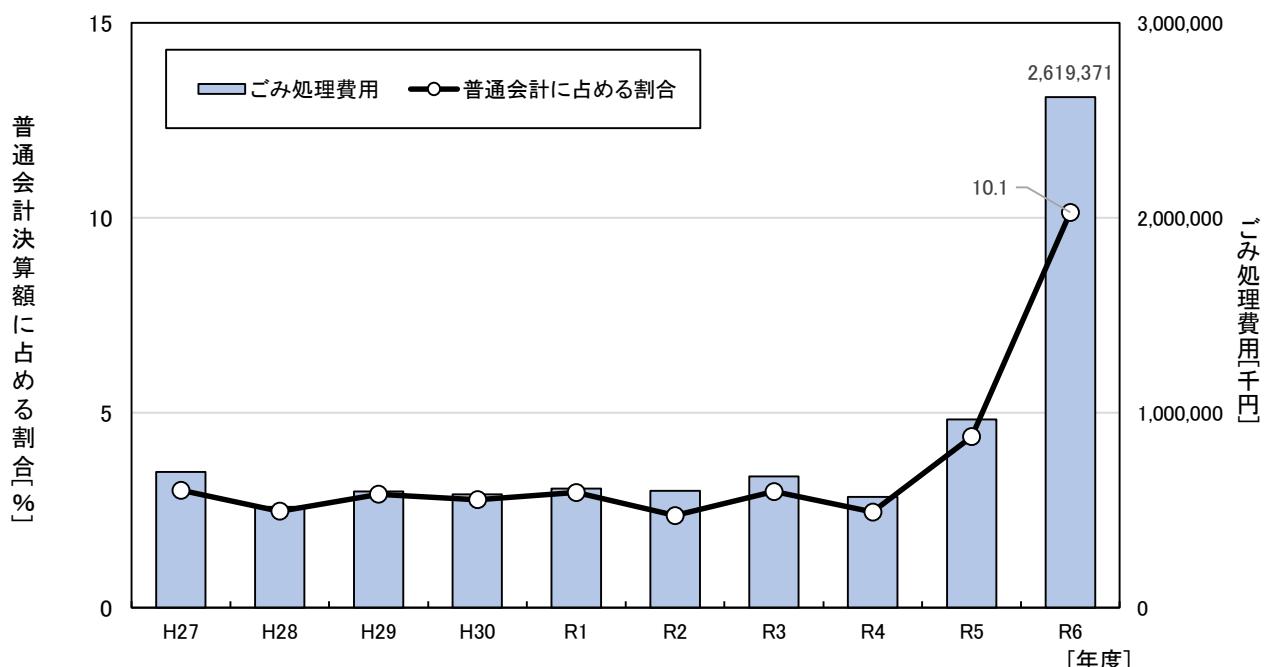
注2)水路清掃ごみ等・土砂・沈砂:埋立ごみ

オ ごみ処理経費の状況

ごみ処理経費の推移は、図 3.2.16、図 3.2.17 及び表 3.2.21 に示すとおりです。

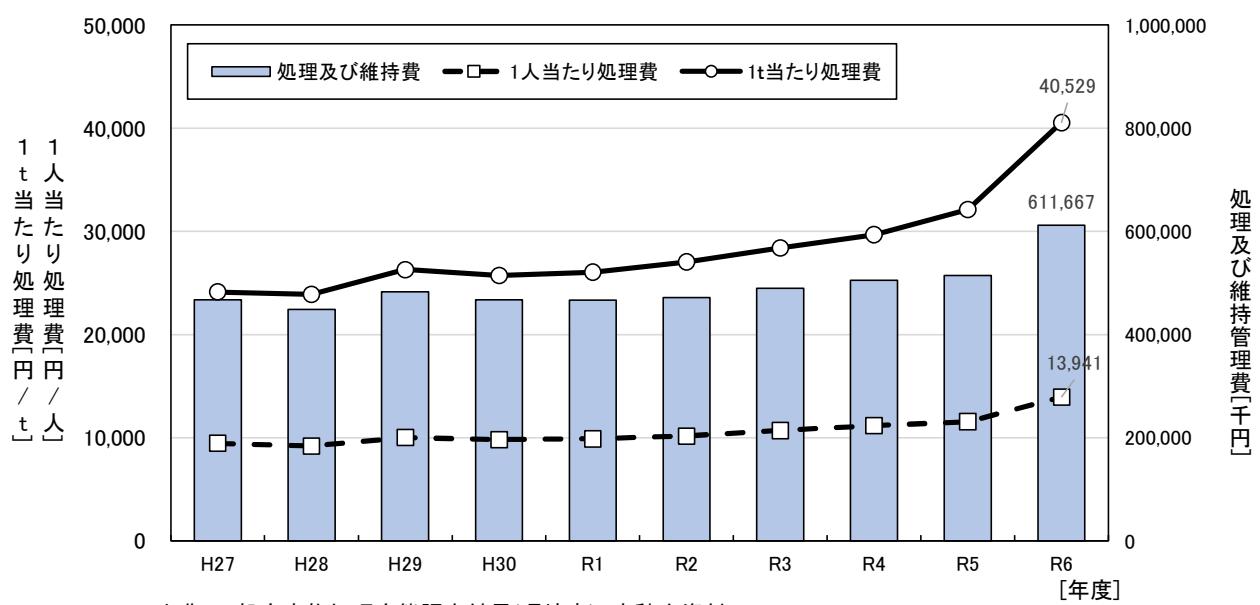
ごみ処理施設の建設・改良費を含むごみ処理経費は、令和6年度で年間約26億円となっており、普通会計決算額（歳出）に占める割合は約10%です。令和6年度は、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の大規模改修工事費が計上されており、一時的に増大しています。

また、1人当たりの処理及び維持管理費は、年間約14千円/人程度で増加傾向にあります。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)、赤穂市資料

図 3.2.16 ごみ処理経費の一般財源歳出決算額に占める割合の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)、赤穂市資料

図 3.2.17 ごみ処理経費の推移

表 3.2.21 ごみ処理経費の推移

	[年度]	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設費	中間処理施設	214,580	59,399	94,484	107,373	137,248	121,847	159,897	58,007	434,835	1,987,838
改修費	最終処分場	6,582	2,581	6,052	2,065	1,812	1,797	5,213	1,768	9,952	1,452
・	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
調査費	調査費	0	0	0	0	0	0	14,925	0	2,178	0
組合分担金	組合分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	小計	221,162	62,480	100,536	109,438	139,060	123,644	180,035	59,775	446,965	1,989,290
一般職	一般職	43,903	37,403	43,370	39,114	39,688	38,280	42,811	45,051	42,855	45,011
人件費	人件費	127,840	126,849	120,060	118,842	117,284	114,381	113,003	104,748	115,377	125,893
費用	費用	38,301	35,430	36,493	36,389	39,026	36,826	37,118	34,506	39,450	39,544
管理費	管理費	15,052	17,060	17,540	18,529	18,137	17,940	17,366	17,721	17,910	18,576
処理費	処理費	14,741	13,668	12,926	12,587	13,217	13,236	13,107	13,917	15,014	13,095
費用	費用	90,391	87,385	121,043	101,981	105,370	95,705	99,380	120,966	105,056	98,556
及	及	10,730	13,881	10,740	10,451	10,807	11,777	11,103	11,824	12,456	12,770
「千円」	車両等購入費	14,593	5,952	9,590	15,614	7,291	11,998	23,005	23,086	0	10,696
維持費	収集運搬費	0	0	0	0	0	0	93	0	0	20,645
委託費	中間処理費	110,010	110,924	108,535	111,174	115,090	129,269	129,142	132,353	165,339	215,535
最終処分費	最終処分費	773	0	724	708	695	924	902	935	1,098	11,249
その他	その他	1,020	89	1,724	1,945	104	1,621	2,653	54	138	97
組合分担金	組合分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
調査研究費	調査研究費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(a)小計	(a)小計	467,354	448,641	482,745	467,334	466,709	472,150	489,590	505,161	514,693	611,667
その他	その他	7,343	6,780	11,878	5,688	5,221	4,267	4,087	3,989	3,781	18,414
合計(b)	合計(b)	695,859	517,901	595,159	582,460	610,990	600,061	673,712	568,925	965,439	2,619,371
(c)行政区域内人口[人](3月末)	(c)行政区域内人口[人](3月末)	49,407	48,788	48,177	47,612	47,121	46,445	45,754	45,174	44,564	43,874
(d)ごみ総排出量[t/年]	(d)ごみ総排出量[t/年]	19,372	18,778	18,358	18,162	17,920	17,466	17,250	17,025	16,027	15,092
(e)普通会計決算額(歳出)[千円]	(e)普通会計決算額(歳出)[千円]	23,118,143	20,912,531	20,458,679	21,051,393	20,666,247	25,344,204	22,606,676	23,155,223	22,020,386	25,836,108
(f)1人当たり処理費[円/人]	(f)1人当たり処理費[円/人]	9,459	9,196	10,020	9,815	9,904	10,166	10,700	11,183	11,550	13,941
((a)×1000÷(c))	((a)×1000÷(c))	24,125	23,892	26,296	25,731	26,044	27,033	28,382	29,672	32,114	40,529
(g)1t当たり処理費[円/t]	(g)1t当たり処理費[円/t]	3.01%	2.48%	2.91%	2.77%	2.96%	2.37%	2.98%	2.46%	3.48%	10.14%
(h)普通会計決算額(歳出)に占める割合	(h)普通会計決算額(歳出)に占める割合										
((b)÷(e)×100)	((b)÷(e)×100)										

出典1)普通会計決算額(歳出):赤穂市資料
出典2)普通会計決算額(歳出):赤穂市資料、一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

3.3 現行計画の施策の実施状況等

現行計画の施策の実施状況については、表 3.3.1、表 3.3.2 及び表 3.3.3 に示すとおりです。

表 3.3.1 現行計画の施策の実施状況（その1）

【基本方針I】発生抑制・排出抑制・再使用の推進

基本施策		実施状況
1-01 啓発・情報提供の充実	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページによる啓発 ・市公式LINEを通じた翌日のごみ収集品目のお知らせ ・ごみ分別辞典Webサイトの利便性向上（内容充実） ・毎年、市民の意見を取り入れながら収集日程表を改善 ・自治会等が申し込んだ「早かごセミナー」での啓発
1-02 環境教育・環境学習の充実	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携した小学4年生を対象とした施設見学 ・小学生を対象としたごみ減量化・再資源化の標語等の募集・表彰・商業施設での展示及び標語をごみ収集車側面に表示 ・学校への啓発映像媒体の貸出し ・小学生参加のサマースクール（連携：消費者協会）での啓発 ・赤穂こどもエコクラブにおいて啓発「プラごみと食品ロスから考える」
1-03 各種イベントの開催	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生参加のサマースクールでの啓発（再掲） ・みんなの生活展（連携：消費者協会）での啓発
1-04 資源循環体制の充実	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象としたごみ減量化・再資源化の標語等の募集・表彰・商業施設での展示（再掲、3Rがテーマ） ・集積所用看板の配布
1-05 家庭系生ごみの減量化の推進	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ堆肥化容器等の購入助成 ・みんなの生活展での啓発（再掲、水切り奨励） ・消費者協会の廃食油の再利用（石鹼づくり）への支援
1-06 食品ロス削減の推進	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・赤穂こどもエコクラブにおいて啓発「プラごみと食品ロスから考える」（再掲） ・「生活講座」（連携：消費者協会）において啓発 ・広報紙において啓発
1-07 ごみ処理有料化の検討	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き検討 ・有料化する前に更なるごみの減量化施策（雑がみ回収、製品プラスチックの拠点回収）を実施
1-08 事業所に対する排出抑制指導体制の整備	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ持ち込み時、搬入物検査時の助言、指導実施
1-09 プラスチックごみ発生抑制の推進	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、ホームページにおいて、製品プラスチックの拠点回収について発信 ・みんなの生活展での啓発（再掲、マイバッグ奨励等） ・赤穂こどもエコクラブにおいて啓発「プラごみと食品ロスから考える」（再掲） ・自治会等が申し込んだ「早かごセミナー」での啓発（再掲）
1-10 グリーン購入の推進	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施

表 3.3.2 現行計画の施策の実施状況（その2）

【基本方針Ⅱ】 資源循環の推進

基本施策		実施状況
2-01 分別強化の推進	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・翌日のごみ収集品目をお知らせする市公式LINEに分別辞典のリンク貼付け ・引き続き燃やすごみの指定袋導入検討 ・広報紙、ホームページによる啓発
2-02 容器包装等資源化の推進	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・製品プラスチックの拠点回収の検討 ・紙ごみの所内分別強化
2-03 資源循環推進のための支援制度の充実	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ集団回収奨励金交付 ・広報紙による啓発
2-04 剪定枝の資源化の推進	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝を木質チップとして資源化
2-05 小型家電製品の資源化の推進	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・回収ボックスで回収し資源化
2-06 中間処理施設での資源化の推進	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰のセメント原料化 ・鉄類及びアルミ類等の回収 ・容器包装廃棄物の資源化 ・製品プラスチックの資源化検討
2-07 資源物の抜き取り防止対策	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・監視員制度継続

表 3.3.3 現行計画の施策の実施状況（その3）

【基本方針Ⅲ】 適正処理の推進

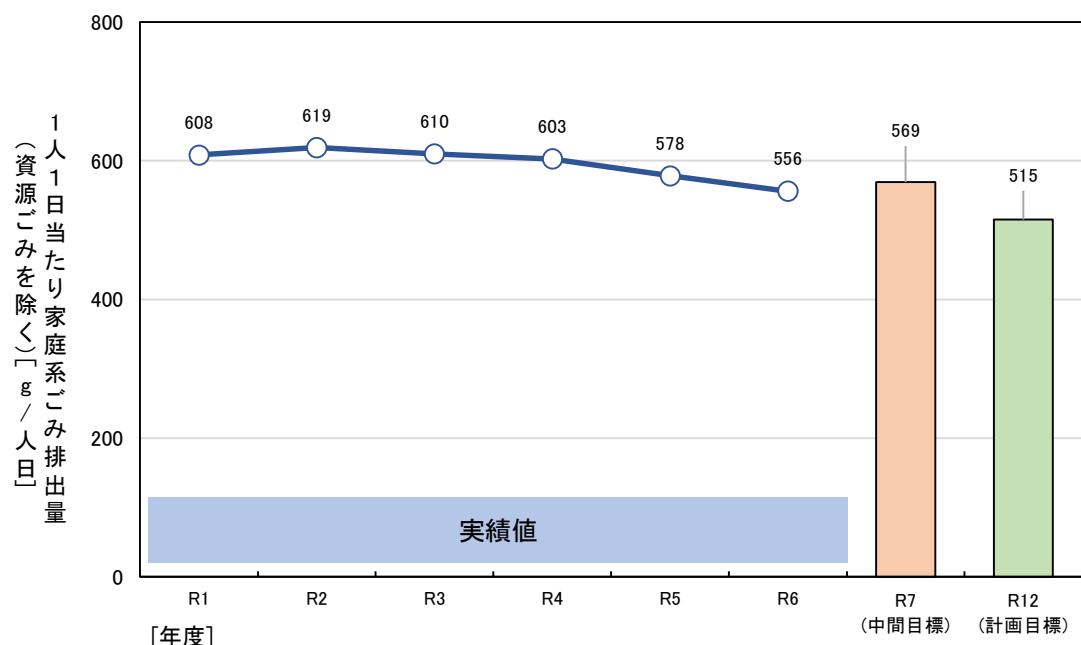
基本施策		実施状況
3-01 効果的・効率的な収集運搬体制の構築	継続	<ul style="list-style-type: none"> 効率や安全性等を考慮した適正な直営収集体制継続
3-02 高齢者等への対応	継続	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等ごみ出し支援事業の継続
3-03 事業系ごみの適正処理の推進	拡充	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設でのペーパーレス化推進 ごみ持ち込み時、搬入物検査時の助言、指導実施（再掲）
3-04 適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理	継続	<ul style="list-style-type: none"> 点検・整備の計画的実施及び各種基準の遵守 ごみを焼却する際の余熱を有効活用 焼却灰のセメント原料化（再掲）
3-05 中間処理施設の整備推進	拡充	<ul style="list-style-type: none"> 基幹的設備改良工事の実施 施設の更新及び広域処理の検討
3-06 最終処分場の整備推進	新規	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理方法や最終処分方法について検討 長寿命化計画策定
3-07 災害廃棄物の適正処理に向けた対応	拡充	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の仮置場設置協力関係継続
3-08 適正処理困難物等への対応	継続	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙、ホームページによる啓発 小型充電式電池の拠点回収実施 医療廃棄物対応について、医師会へ協力依頼

3.4 現行計画における目標値の達成状況と課題

(1) 家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）の目標値の達成状況

家庭系ごみ排出量は、図 3.4.1 に示すとおり、減少傾向にあり、令和 7 年度の中間目標値は達成しています。

計画目標値の達成には、さらなる減量化が必要です。

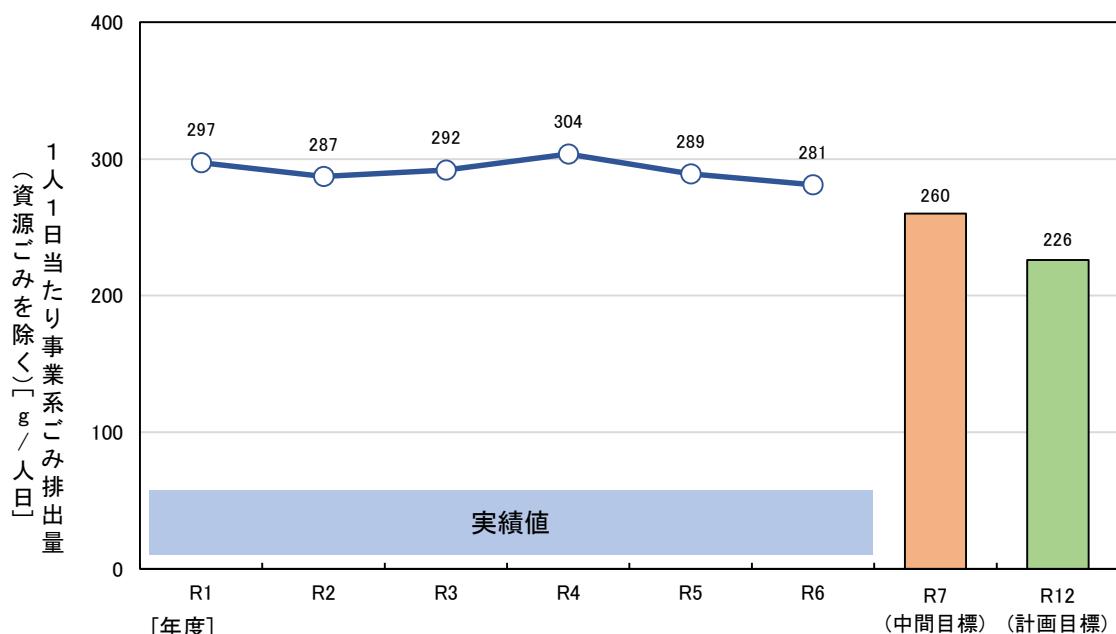


出典:赤穂市資料

図 3.4.1 家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）の目標値の達成状況

(2) 事業系ごみ排出量（資源ごみを除く）の目標値の達成状況

事業系ごみ排出量は、図 3.4.2 に示すとおり、減少傾向にありますが、令和 7 年度の中間目標値及び令和 12 年度の計画目標値の達成は、厳しくさらなる減量化が必要です。



出典:赤穂市資料

図 3.4.2 事業系ごみ排出量（資源ごみを除く）の目標値の達成状況

(3) 家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の課題

本市の家庭系ごみ排出量は、減少傾向にあり、令和12年度の計画目標値の達成は可能な状況ですが、1人1日当たりごみ総排出量（環境ごみ等を除く。）は、兵庫県内で5番目に多くなっています。また、1人1日当たり家庭系ごみ（資源ごみを除く。）は、全国平均、兵庫県平均と比較すると多くなっています。

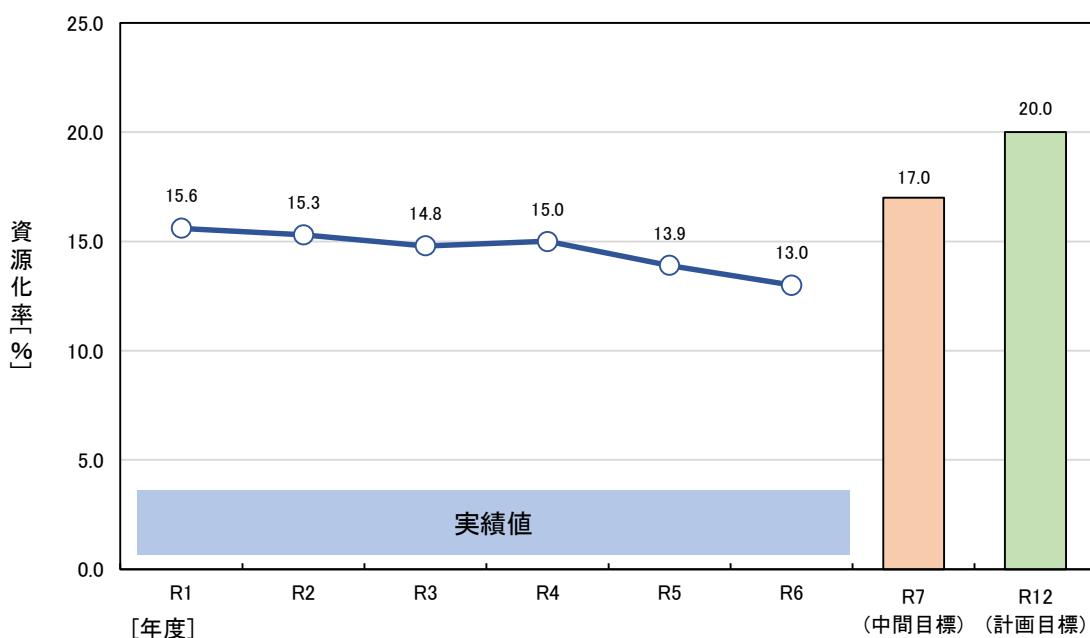
燃やすごみの中に含まれる紙類・布類の割合は横ばいとなっていることから、分別区分について必ずしも十分に理解されていないと考えられ、分別精度を高めるためには、様々な機会や場を活用して効果的・効率的な周知啓発を行う必要があります。また、厨芥類の割合は、増加傾向にあり、水分割合も令和6年度には増加していることから、水切りの徹底や食品ロスの削減に向けて、発生抑制の取組の強化が必要です。

事業系ごみについては、減少傾向はあるものの、1人1日当たり事業系ごみは、兵庫県平均と同程度で、今後も、ごみ処理施設への搬入監視体制の強化と資源ごみの分別の徹底を継続的に実施していく必要があります。

(4) 資源化率

ア 目標値の達成状況

資源化率は、図3.4.3に示すとおり、低下傾向が続いているおり、令和7年度の中間目標値及び令和12年度の計画目標値の達成は厳しい状況にあります。



出典：赤穂市資料

図3.4.3 資源化率の目標値の達成状況

イ 資源化率の課題

資源化率は、減少傾向にあります。資源化量のうち、特に集団回収量の減少割合が高くなっています。その要因として、民間事業者が設置している新聞紙等の資源ごみ回収ボックスが増加していることに加え、新型コロナ感染症の流行により、低下した集団回収の活動が回復していないことや担い手の不足が考えられます。集団回収は市民生活に密着した活動であるため、活性化に向けた各種支援施策を検討する必要があります。

また、燃やごみの中に含まれる紙類・布類の割合は横ばいとなっていることから、分別区分について必ずしも十分に理解されていないと考えられ、分別精度を高めるため、様々な機会や場を活用して効果的・効率的な周知啓発を行う等、4種8分別の徹底を行うとともに、資源物の拠点回収の拡大等、排出機会の多様化も検討する必要があります。

各種容器包装の素材の軽量化、新聞や雑誌の電子化が進む等、紙類の使用量自体が減少する等、資源ごみの発生量そのものが減少していることやスーパー店頭における資源回収などの民間主導によるリサイクルの進展により、資源物の排出方法が多様化しています。これらのこと踏まえて、資源化率の考え方について検討する必要があります。

第4章 計画の基本的な枠組み

4. 1 基本理念

前計画（平成 24 年 3 月策定）では、本市の全ての人々が共有する行動の規範となる基本理念を【みんなで築こう 地球環境にやさしいまち あこう】とし、これに基づき、基本方針、各種施策を掲げました。

今後は、市民・市民団体・事業者・行政などの各主体が互いに連携しながら、循環型社会と脱炭素社会が両立した、自然環境と生活環境とを保全する環境にやさしいまちづくりを進め、将来世代に引き継ぐことが重要となっています。

令和 3 年 3 月に策定した「赤穂市環境基本計画」の取組方針を踏まえて、本計画の基本理念を以下のとおり設定します。

赤穂ゼロエミッション

～持続可能な循環型社会の形成～

4. 2 本計画の特徴

本計画では、国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（S D G s）」を推進する国の動向を踏まえ、「プラスチック資源循環戦略」、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」等に的確に対応し、市民・市民団体・事業者・行政が主体となった更なる意識の醸成や行動の変革に向けた取組を重点的に推進します。

4. 3 計画の枠組み

基本理念の実現に向けた基本方針、基本施策を定め、図 4. 3. 1 に示すとおり、ピラミッド状の体系を構築します。

また、基本方針の考え方は、図 4. 3. 2 に示すとおり設定します。

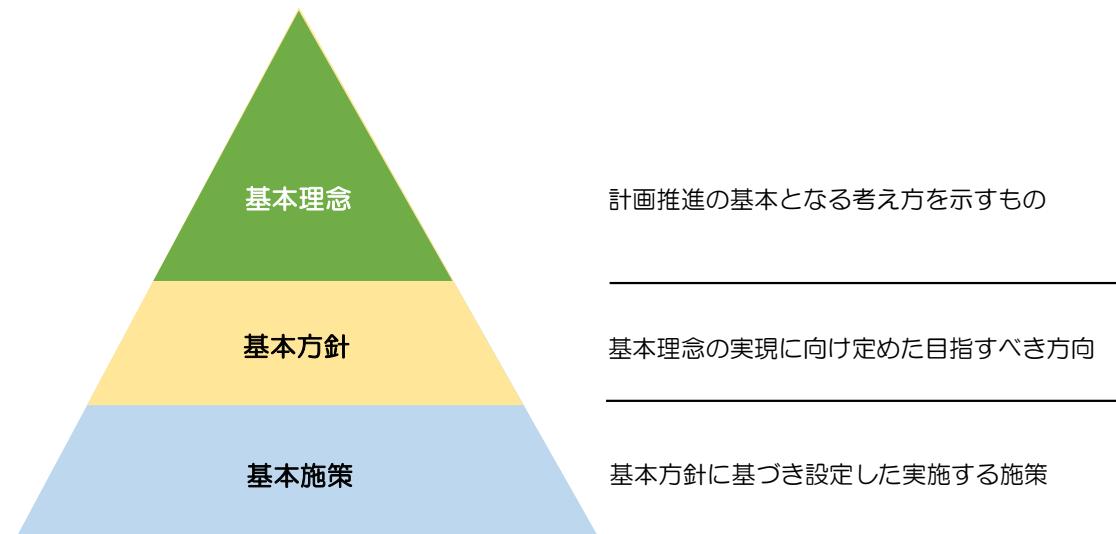


図 4.3.1 計画の枠組み

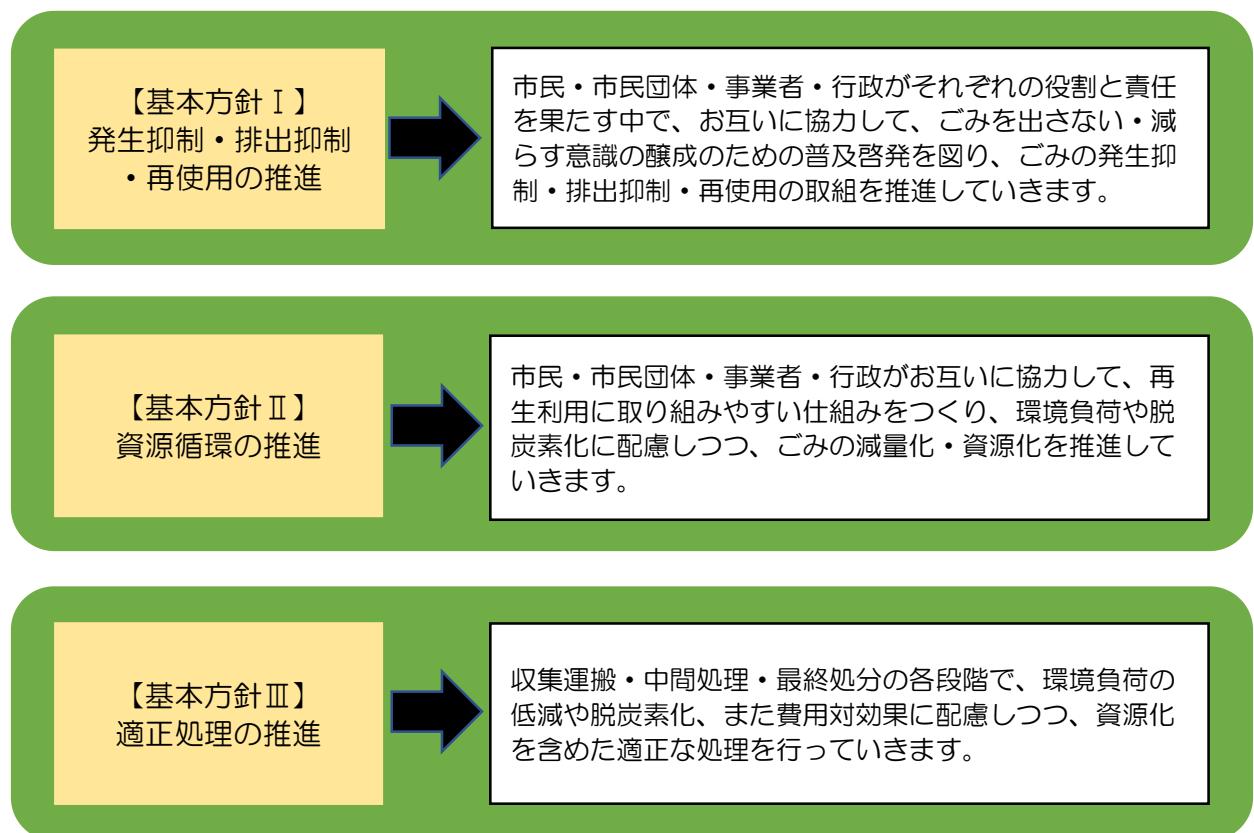


図 4.3.2 基本方針の考え方

4.4 将来予測（現状趨勢）

（1）将来人口の見通し

ごみ排出量の将来予測に用いる将来人口は、図 4.4.1 に示すとおり、「2030 赤穂市総合戦略」の将来展望人口（令和 7 年度）を用いて推計しています。

本市の人口は、令和 7 年 3 月末現在で約 44 千人、今後、徐々に人口減少が進み、令和 12 年度には約 40 千人になると推計されます。

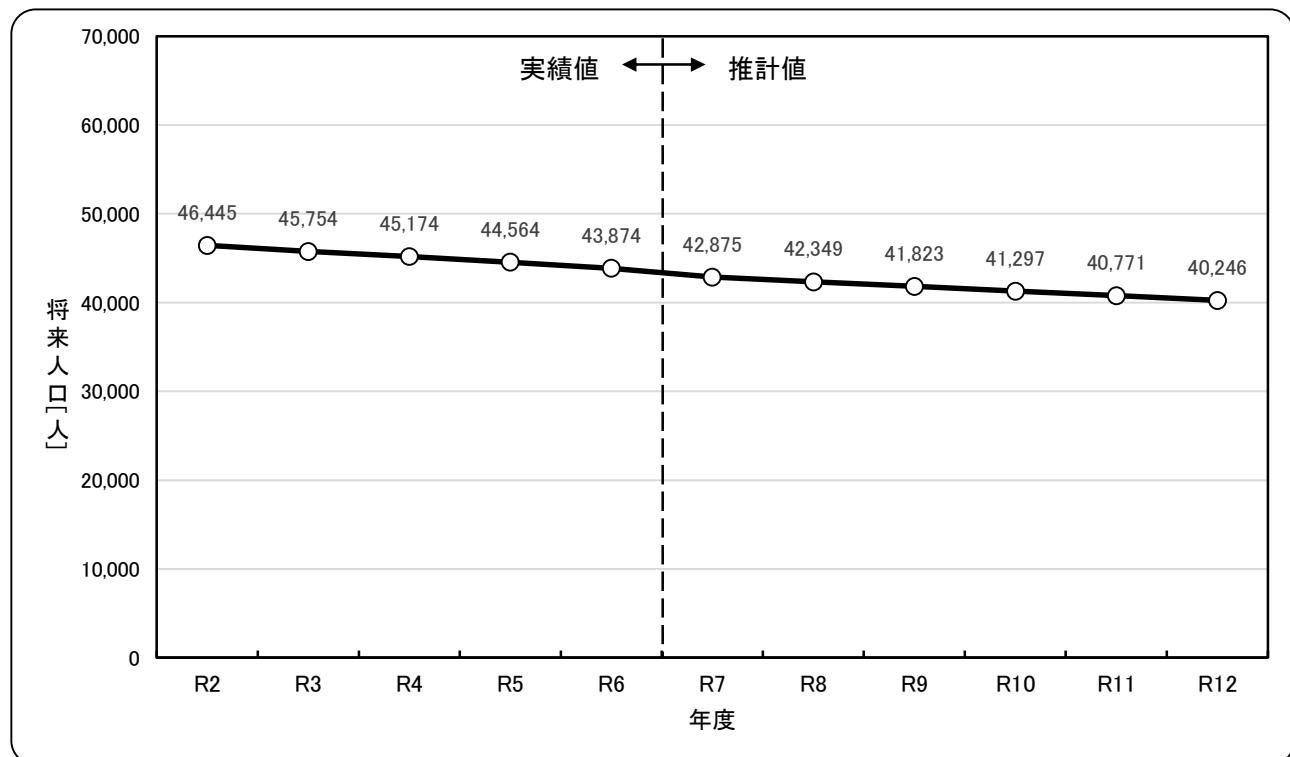


図 4.4.1 将来人口の推計

(2) ごみ排出量の将来推計

ア 将来推計の考え方

将来推計は、本市がこれまで実施してきたごみ減量などの施策を維持・強化し、市民や事業者においても、これまでと同程度の取組が行われ、新たな施策の実施がない場合【現状趨勢】でのごみ排出量の推計になります。

家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収及び環境ごみ等の将来推計の考え方は、表 4.4.1に示すとおりです。

なお、ごみ排出量の推計に用いるごみ排出量実績は、令和2年度～令和6年度の5年間の実績を用いることとしています。

表 4.4.1 ごみ排出量の将来推計の考え方

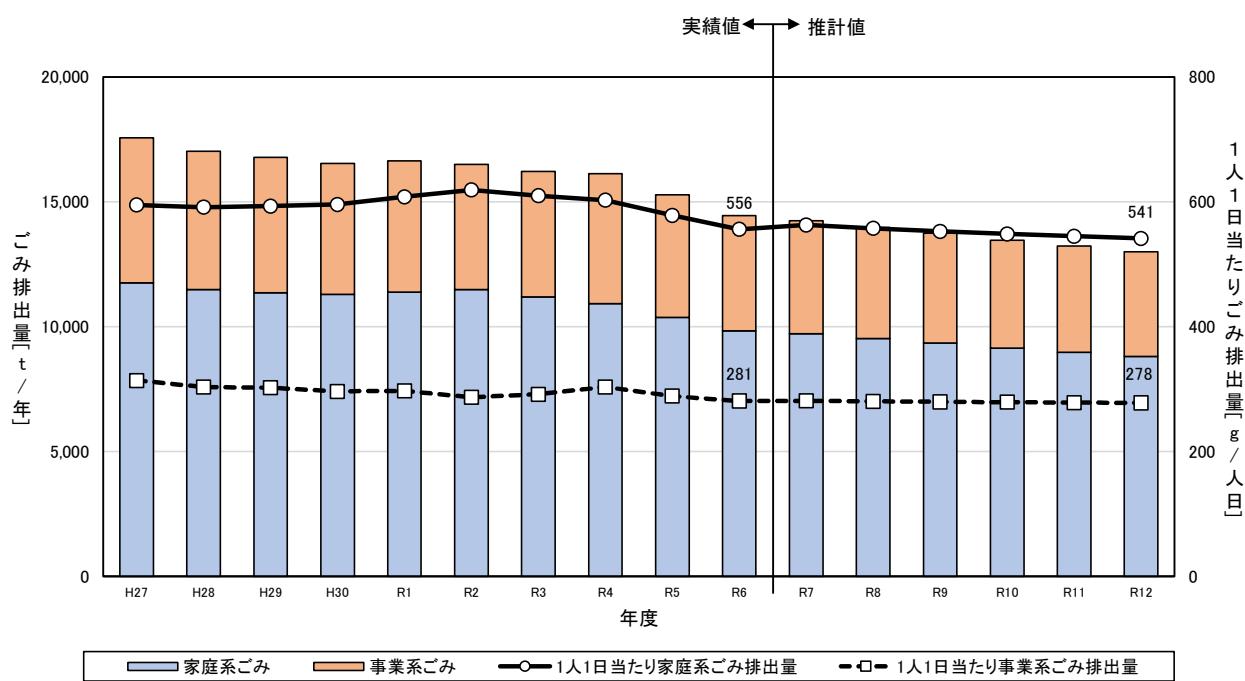
家庭系ごみ 排出量	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年～令和6年度の5年間の直営収集・直接搬入毎に家庭系ごみの排出区分別に1人1日当たりごみ排出量(g/人日)を基に将来推計 ○将来人口は、2025赤穂市総合戦略の将来展望人口を基本として設定 ○家庭系ごみ排出量(t/年)=1人1日ごみ排出量(g/人日)×人口(人)×年度日数(日)÷10⁶
事業系ごみ 排出量	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年～令和6年度の5年間の許可業者・直接搬入ごとに事業系ごみの排出区分別に1人1日当たりごみ排出量(g/人日)を基に将来推計 ○将来人口は、2025赤穂市総合戦略の将来展望人口を基本として設定 ○事業系ごみ排出量(t/年)=1人1日ごみ排出量(g/人日)×人口(人)×年度日数(日)÷10⁶
集団回収量	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年～令和6年度の5年間の1人1日当たり集団回収量(g/人日)を基に将来推計 ○古紙需給統計では、令和元年度を基準として令和12年度に約20%減少となるため、紙類を主体とする集団回収の推計に当たってはこれを考慮して将来推計 ○集団回収量(t/年)=1人1日ごみ集団回収量(g/人日)×人口(人)×年度日数(日)÷10⁶
環境ごみ等 排出量	<ul style="list-style-type: none"> ○環境ごみ等とは、剪定木、灰・沈砂、水路清掃ごみ等 ○令和5年度の水準を採用
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出量(t/年)=家庭系ごみ排出量(t/年)+事業系ごみ排出量(t/年) ・ごみ総排出量(t/年)=ごみ排出量(t/年)+集団回収量(t/年)+環境ごみ等排出量(t/年) ・資源化量(t/年)=集団回収量(t/年)+中間処理後再生利用量(t/年) ・資源化率(%)=資源化量(t/年)÷ごみ総排出量(t/年) 	

注)中間処理後再生利用量:リサイクル施設、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設等で処理後資源化される量

イ ごみ排出量の将来推計結果

ごみ排出量の将来推計結果は、図 4.4.2 及び表 4.4.2 に示すとおりです。

ごみ排出量は減少傾向で推移し、令和12年度には12,999t/年と令和6年度（基準年度）の約10%減となります。また、1人1日当たりごみ排出量は、家庭系ごみ、事業系ごみとともに減少する見込みです。



注)1人1日当たり家庭系ごみ・事業系ごみ排出量は、資源ごみを除く排出量

図 4.4.2 ごみ排出量の将来推計結果

表 4.4.2 ごみ排出量の将来推計結果

区分		単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和12年度
人口		人	43,874	42,875	40,246
ごみ排出量	家庭系ごみ	t/年	9,839	9,727	8,807
	事業系ごみ	t/年	4,611	4,513	4,192
	計	t/年	14,450	14,240	12,999
1人1日当たり ごみ排出量 ^{注1}	家庭系ごみ	g/人日	556	563	541
	事業系ごみ	g/人日	281	281	278
	計 ^{注2}	g/人日	837	845	819

注1)1人1日当たりごみ排出量は、資源ごみを除く

注2)端数処理の関係で合計値が合わない場合がある

ウ 資源化量の将来推計結果

資源化量の将来推計結果は、図 4.4.3 及び表 4.4.3 に示すとおりです。

資源化量は減少傾向で推移し、令和 12 年度には 1,828t/年と令和 6 年度（基準年度）の約 7 % 減となります。また、資源化率も減少傾向が継続し、令和 12 年度には 13.5 % となる見込みです。

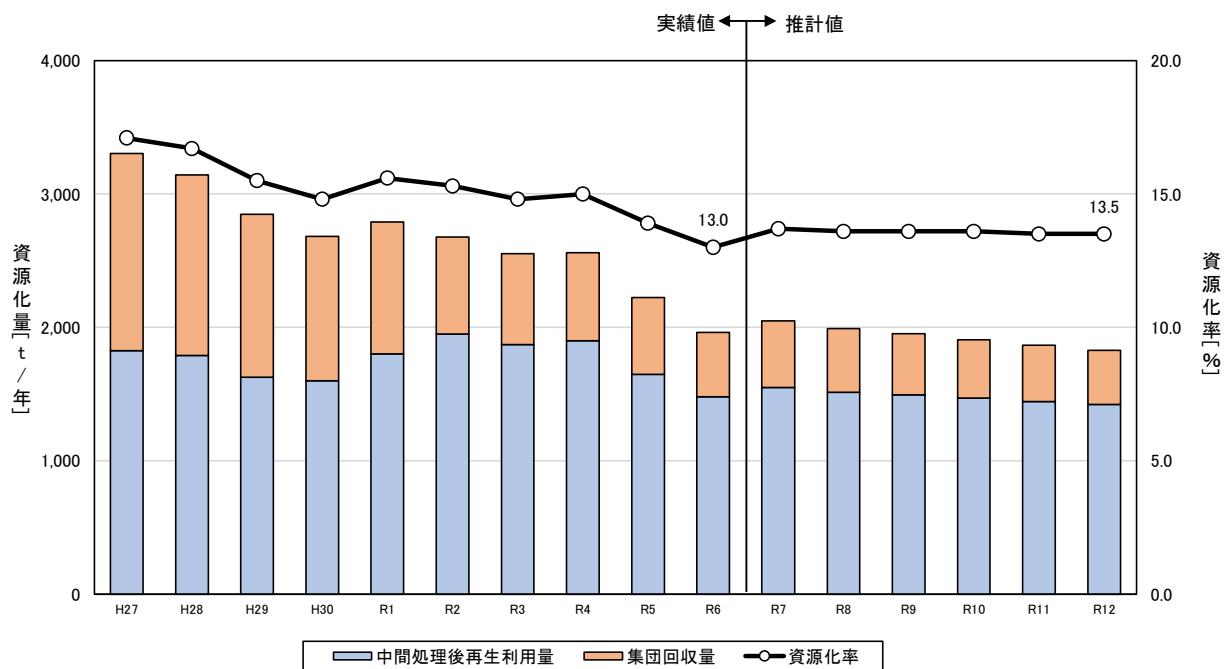


図 4.4.3 資源化量の将来推計結果

表 4.4.3 資源化量の将来推計結果

区分	単位	令和6年度 (実績)	令和7年度	令和12年度	
ごみ総排出量 ^{注1}	t/年	15,092	14,909	13,574	
集団回収	t/年	483	500	406	
中間処理後再 生利用	リサイクル施設	t/年	400	386	355
	ごみ焼却施設	t/年	391	425	389
	粗大ごみ処理施設	t/年	641	650	591
	剪定木処理等	t/年	49	87	87
	計	t/年	1,481	1,548	1,422
資源化量計	t/年	1,964	2,048	1,828	
資源化率 ^{注2}	%	13.0	13.7	13.5	

注1)ごみ総排出量：家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収+環境ごみ

注2)資源化率：資源化量計÷ごみ総排出量×100

4.5 計画の目標

(1) 目標の設定

本計画は、令和7年度が中間目標年度となる中間見直しであるため、令和12年度の計画目標値は現行計画の目標値を継続し、令和7年度は、令和6年度までの実績値に基づき見直しを行います（表 4.5.1）。

表 4.5.1 計画目標値

目標指標	単位	令和6年度 (基準年度)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (計画目標)
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	g/人日	556	550	515 (41g 減)
1人1日当たり 事業系ごみ排出量	g/人日	281	272	226 (55g 減)
資源化率	%	13.0	16.9	20.0 (7ポイント増)

目標1：家庭系ごみを令和6年度比約7%削減します。

【指標：1人1日当たり家庭系ごみ排出量】

※家庭系ごみ約7%削減は、市民1人1日当たり41g/人日削減に相当します。

⇒市民1人1日当たり「ミニトマト2個」の削減を目指します。

目標2：事業系ごみを令和6年度比約20%削減します。

【指標：1人1日当たり事業系ごみ排出量】

※事業系ごみ約20%削減は、市民1人1日当たり55g/人日削減に相当します。

⇒市民1人1日当たり「A4用紙約10枚」の削減を目指します。

目標3：資源化率を20%以上とします。

【指標：資源化率】

※資源化率を令和6年度実績13.0%から20%に改善するためには、市民1人1日当たり資源化量57g/人日の増加が必要です。

⇒市民1人1日当たり「500mlペットボトル2本」の資源化増を目指します。

(2) 目標達成の考え方

ア 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）の目標値

令和12年度の計画目標値達成に向けて、令和6年度比で7%の削減が必要です。

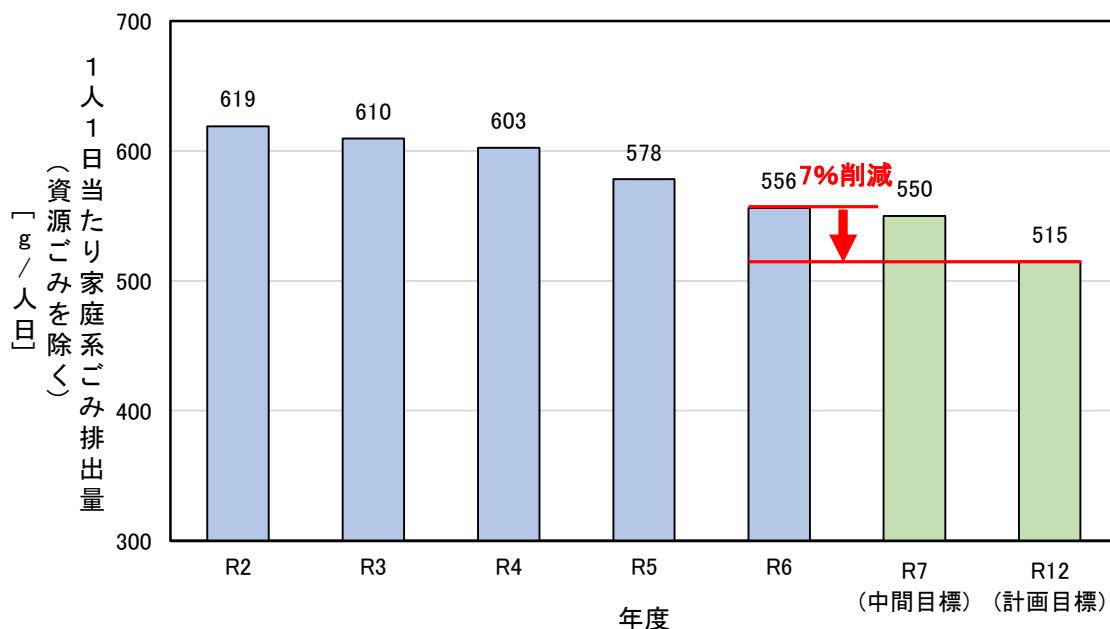


図 4.5.1 家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）の目標値

イ 1人1日当たり事業系ごみ排出量（資源ごみを除く）の目標値

令和12年度の計画目標値達成に向けて、令和6年度比で20%の削減が必要です。

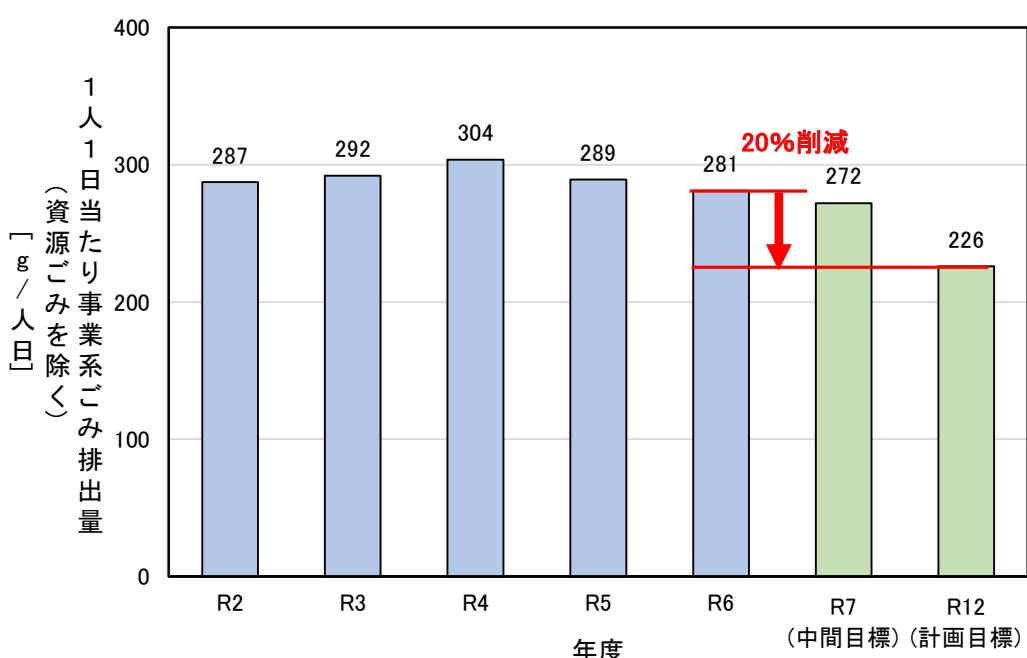


図 4.5.2 事業系ごみ排出量（資源ごみを除く）の目標値

ウ 資源化率の目標値

令和 12 年度の計画目標値達成に向けて、令和 6 年度比で 7 ポイントの増加が必要です。

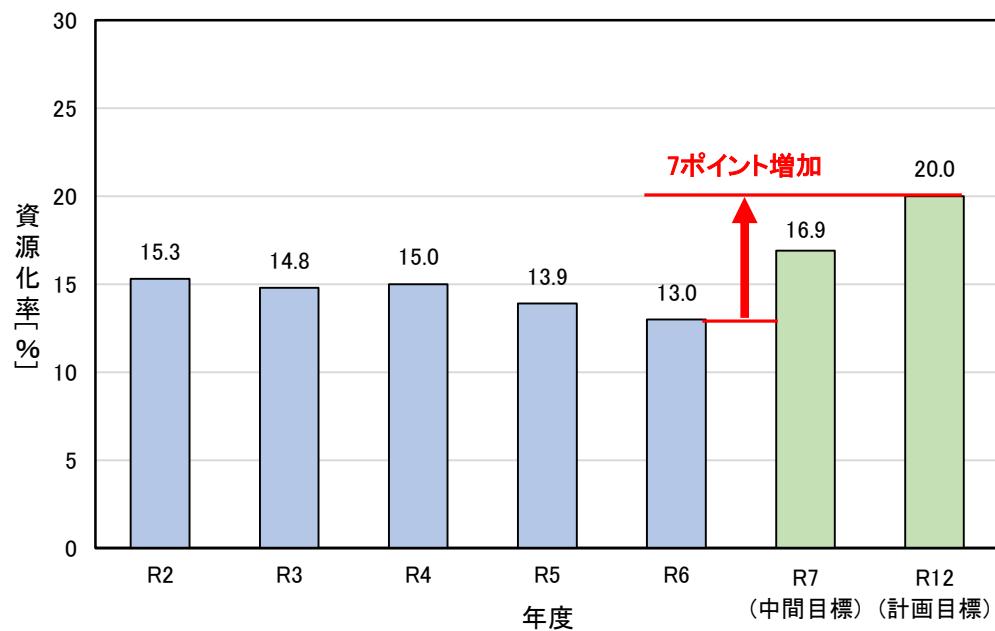


図 4.5.3 資源化率の目標値

5. 1 施策体系

基本理念である「赤穂ゼロエミッション～持続可能な循環型社会の形成～」に向けて、ごみの減量・資源化施策に取り組んでいきます。

本計画における施策体系は、表 5.1.1 に示すとおりです。本計画では、目標の達成を目指して、3つの基本方針のもと、25 の基本施策を展開していきます。

表 5.1.1 本計画の施策体系

基本理念	基本方針	基本施策
持続可能な循環型社会の形成 ～赤穂ゼロエミッション～	基本方針 I 「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」	1-01 啓発・情報提供の充実 1-02 環境教育・環境学習の充実 1-03 各種イベントの開催 1-04 資源循環体制の充実 1-05 家庭系生ごみの減量化の推進 1-06 食品ロス削減の推進 1-07 ごみ処理有料化の検討 1-08 事業所に対する排出抑制指導体制の整備 1-09 プラスチックごみ発生抑制の推進 1-10 グリーン購入の推進
	基本方針 II 「資源循環の推進」	2-01 分別強化の推進 2-02 容器包装等資源化の推進 2-03 資源循環推進のための支援制度等の充実 2-04 剪定枝の資源化の推進 2-05 小型家電製品の資源化の推進 2-06 中間処理施設での資源化の推進 2-07 資源物の抜き取り防止対策
	基本方針 III 「適正処理の推進」	3-01 効果的・効率的な収集運搬体制の構築 3-02 高齢者等への対応 3-03 事業系ごみの適正処理の推進 3-04 適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理 3-05 中間処理施設の整備推進 3-06 最終処分場の整備推進 3-07 災害廃棄物の適正処理に向けた対応 3-08 適正処理困難物等への対応

5.2 基本方針Ⅰ 「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」

市民・市民団体・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して、ごみを出さない・減少させる意識の醸成のための普及啓発を図り、ごみの発生抑制・排出抑制・再使用の取組を推進していきます。

（1）啓発・情報提供の充実【拡充】

広報紙やホームページ及びSNS等を通じて、ごみの減量・資源化のための情報発信・提供を推進します。より分かりやすく、見やすいごみ収集日程表の作成や品目入力により分別方法が検索できる「ごみ分別辞典」webサイトの周知を図るとともに、地域の情報サイト「ジモティー」を活用した粗大ごみ等のリユース啓発や、分別徹底等の市民啓発用チラシを定期的に配布するなど、市民に対して繰り返し啓発を実施します。また、自治会等の協力を得て、地域集会に出向き、ごみ処理の現状と減量・分別・資源化についての情報提供を行います。

（2）環境教育・環境学習の充実【拡充】

ごみの減量・資源化に関する社会意識を育てるため、学校や赤穂こどもエコクラブ及び地域社会と連携し、小学生向けの副読本の作成、サマースクールやごみ処理施設見学会などを開催し、「現場を見て、聞いて、感じてもらう」学習活動に積極的に取り組みます。

また、校内の授業においても、ごみ処理の流れや分別・減量・資源化の推進について学べるよう、新たな教材の作成等、学校と連携しながら学習活動に積極的に取り組みます。

（3）各種イベントの開催【継続】

消費者協会と共に開催している「みんなの生活展」などの各種イベントを通じて、ごみの減量・資源化に対する市民意識の高揚を図ります。

（4）資源循環体制の充実【拡充】

「ごみ問題対策等懇話会」や「量販店ごみ減量対策協議会」等の活動を支援し、ごみの減量・資源化促進の具体的方策について協働していくとともに、今後も継続して、地域におけるごみの分別指導やごみの減量化を推進するための活動を支援します。

（5）家庭系生ごみの減量化の推進【拡充】

家庭から出る生ごみの減量化を推進するため、「赤穂市生ごみ堆肥化容器等購入助成金交付要綱」により、堆肥化容器・生ごみ処理機の購入助成をし、引き続きこの制度の一層の周知を図ります。

また、生ごみの排出段階において、水切りの励行を徹底するよう啓発するとともに、廃食油の再利用（石鹼づくり）等には、施設利用支援も含めて関係団体と連携して取り組みます。

(6) 食品ロス削減の推進【継続】

まだ食べられるのに廃棄される食品ロスを削減するため、講習会等を通じて関係所管及び関係団体等と連携し、市民一人ひとりの意識・行動変革に向けて周知啓発を強化したり、食べ切り・使い切りを推進します。

また、様々な機会を活用して、フードドライブの取組を市民へ周知啓発するとともに、フードドライブの活動と連携して、食品ロスの発生抑制を推進します。

(7) ごみ処理有料化の検討【継続】

ごみ処理有料化は、市民生活に大きな影響を与える制度の創設となるため、さらなるごみの減量化、コスト削減に取り組むこととします。

一方、ごみ処理有料化は、ごみの発生抑制・排出抑制・再使用や資源化の推進、循環型社会の構築の推進及び排出量に応じた負担の公平性の確保に資する面もあることから、財政状況や新たなごみ処理施設の整備等を踏まえ、引き続き検討していきます。

(8) 事業所に対する排出抑制指導体制の整備【継続】

事業者向けのパンフレット等を作成し、排出事業者責任の浸透や分別排出の徹底を図ります。また、多量排出事業者の減量化に対する取組等について情報提供や支援を検討します。

(9) プラスチックごみの発生抑制の推進【継続】

プラスチックごみの発生抑制に向け、広報紙やホームページ及びSNS等を活用して効果的な周知啓発を行い、マイバッグやマイボトルの利用促進など、使い捨てプラスチックの使用削減を図るとともに、市民・市民団体・事業者・行政が一体となってレジ袋の削減を推進します。

また、事業者と連携して過剰包装の抑制や、詰替商品の利用促進など、容器包装廃棄物等の減量化を図ります。

(10) グリーン（環境配慮型製品）購入の推進【継続】

職員一人ひとりのごみの減量・資源化意識の高揚に努めるとともに、公共施設や公共事業において環境配慮型製品の購入（グリーン購入）を推進します。

5.3 基本方針Ⅱ「資源循環の推進」

市民・市民団体・事業者・行政がお互いに協力して、再生利用に取り組みやすい仕組みをつくり、環境負荷や脱炭素化に配慮しつつ、ごみの減量化・資源化を推進していきます。

(1) 分別強化の推進【継続】

排出されたごみの中には、分別が異なるものや収集日が守られていないものなどが多く見受けられます。そのため、分別がより分かりやすくなるよう、その他紙製容器包装と紙ごみの収集日の統合について検討します。また、食品ロス削減の観点から、燃やすごみの指定ごみ袋制の導入についても検討を進めます。

今後は「ごみ問題対策等懇話会」等と連携して是正を図り、転入者向けのごみ分別ガイドブックの作成・配布を行うほか、様々な機会や場所、情報媒体を活用して、減量化・資源化の取組の効果的な周知啓発を行い、また、分別対策先進地の状況も研究し、更なる分別協力度や分別精度の向上を図ります。

(2) 容器包装等資源化の推進【拡充】

本市においては、今後も、容器包装10品目の缶（スチール缶・アルミ缶）、びん（無色・茶色・その他）、紙パック、ダンボール、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装及びペットボトルについては、分別収集後、粗大ごみ処理施設及びリサイクル施設において選別、圧縮等の処理を行い資源化を図っていきます。

また、令和2年4月から紙ごみ（チラシ、カレンダー、レシート、メモ用紙、厚紙等）についても、更なる資源化の推進を図るため、分別収集を行っています。

さらに、製品プラスチックの一部について、令和7年4月から拠点回収を開始し、燃やすごみの減量化と資源化を図っています。今後は拠点回収品目の拡充を検討します。

(3) 資源循環推進のための支援制度等の充実【拡充】

本市では、家庭から出るごみの減量化と資源化を図るため、市内の市民団体が行う資源ごみ集団回収に対し、「赤穂市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱」により奨励金を交付していますが、近年、集団回収量が急激に減少しています。

このため、集団回収活動を継続的に発展させるため、他の自治体の集団回収制度の調査等を行い、本市の交付要綱の見直しや拡充を検討します。

また、地域の情報サイト「ジモティー」と連携し、使用可能な粗大ごみ等について、よりリユースに取り組みやすい環境を提供し、資源循環を推進します。

(4) 剪定枝の資源化の推進【継続】

本市では、市内公共事業等で発生する剪定枝を木質チップとして資源化しており、行政による資源化の推進の一つとして、今後もこの取組を推進していきます。

(5) 小型家電製品の資源化の推進【継続】

使用済み小型家電には、鉄や銅の他、貴金属やレアメタルが含まれており、本市では燃やさないごみと一緒にごみステーションで収集、又は市役所や各地区公民館に設置した専用回収ボックスで回収し資源化を図っており、今後もこの取組を推進していきます。

(6) 中間処理施設での資源化の推進【拡充】

燃やさないごみについては、焼却処理後、残渣の中から鉄類の選別回収を行うとともに、焼却灰のセメント原料化を行っています。

また、燃やさないごみ及び粗大ごみについては、破碎選別処理を行い、鉄類及びアルミ類等の回収を行っています。資源ごみについても、リサイクル施設で手選別によりペットボトル、その他紙製容器包装及びその他プラスチック製容器包装を、令和7年4月からは、新たに製品プラスチックの拠点回収も開始し、資源化を行っています。今後もこれらの取組を推進していくとともに、製品プラスチックの資源化の拡充及び拠点回収品目の拡充について検討を行います。

さらに、燃やさないごみとして処理している刈り草や剪定枝の資源化、また、使用済み紙おむつの再生利用等の導入について研究していきます。

(7) 資源物の抜き取り防止対策【継続】

本市で収集しているごみには多くの資源物が存在しており、中にはこれを無断で抜き取り利益を得ている事案が見受けられます。

このため、「赤穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を改正し、平成25年7月から資源ごみの抜き取りを禁止し、監視員制度を導入して毎水曜日に巡回監視を行っています。

今後は、必要に応じて自治会とも連携したパトロールの実施等について検討していきます。

5.4 基本方針Ⅲ「適正処理の推進」

収集運搬・中間処理・最終処分の各段階で、環境負荷の低減や脱炭素化、また費用対効果に配慮しつつ、資源化を含めた適正な処理を行っていきます。

(1) 効果的・効率的な収集運搬体制の構築【継続】

本市の家庭系ごみの基本的な収集運搬体制は、直営方式としており、今後も作業効率や安全性等を考慮した適正な収集運搬体制を構築します。

また、人口や社会情勢の変化、3Rの取組の進展や資源化技術の向上等を考慮しながら、安定した収集運搬体制を確保します。

断捨離ブーム等により収集量が増加している粗大ごみについては、申込制による戸別収集方式（有料）の導入について検討を行います。

(2) 高齢者等への対応【継続】

家庭系ごみの収集は、ステーション方式となっており、収集効率や衛生面からも有効な方法であることは確認されています。しかしながら、近年では核家族化や少子高齢化の影響で「ごみステーションまでごみを持って行くことが困難」な家庭も見受けられます。

このため、平成27年10月より高齢者や障がいのある人等の世帯を対象として、ごみの戸別収集を行う「赤穂市高齢者等ごみ出し支援事業」を開始しており、今後もこの取組を継続していきます。

(3) 事業系ごみの適正処理の推進【拡充】

ごみ焼却施設へ搬入される事業系ごみについて、古紙等資源化物の分別を指導するとともに、ごみの展開検査（搬入物検査）等を実施するなど監視体制を強化し、不適正ごみの搬入の防止に努めます。

また、ごみを多量に排出する事業者を対象として、ごみの適正処理に関する個別訪問指導を計画的に実施し、事業系ごみの適正処理を推進します。公共施設については、ペーパーレス化を推進するとともに、ごみ排出事業者としての意識啓発を促し、公共施設から排出されるごみ削減に努めます。

(4) 適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理【継続】

赤穂市ごみ処理施設では、排ガス中のダイオキシン類濃度、燃焼ガス温度など、法令で定められた各種基準を遵守しつつ、故障等の未然防止のための点検・整備を計画的に行ってています。また、ごみ焼却施設では、余熱を利用した場内の温水利用等ごみを焼却する際の余熱を有効活用しているほか、焼却灰のセメント原料化にも取り組んでいます。

また、赤穂市不燃物最終処分場においても、浸出水原水や放流水の水質など、法令で定められた各種基準を遵守しつつ、故障等の未然防止のための点検・整備を計画的に行ってています。

今後も引き続き適正な維持管理を行うことで、施設の安全性を確保するとともに、環境負荷の低減を図ります。

(5) 中間処理施設の整備推進【拡充】

赤穂市ごみ処理施設は、運転開始後、ごみ焼却施設が31年、粗大ごみ処理施設が29年、リサイクル施設についても21年がそれぞれ経過し、経年劣化による老朽化の進行により処理機能の維持が困難な状況なったため、令和4年度から令和6年度にかけて約10年間の延命化を図る基幹的設備改良工事を実施したが、今後も必要に応じて補修を実施していきます。

また、人口減少や高齢化の進行により、ごみ排出量の減少や処理の担い手不足、老朽化した施設の維持管理コスト増大が見込まれ、従来の体制を維持することが困難になることも予想されるため、長期的には、10年後の焼却処理をはじめとしたごみ処理のあり方を見据え、国や県の廃棄物処理施策やごみ処理技術の動向等も踏まえながら、本市単独処理又は他市町等と連携した広域処理の実施等について検討していくものとします。

(6) 最終処分場の整備推進【継続】

赤穂市不燃物最終処分場は、供用開始後40年が経過し、浸出水処理施設の老朽化が進みつつあるので、埋立残容量を把握するとともに、令和6年度に策定した長寿命化計画に基づき、令和8年度から電気計装設備の延命化工事を実施します。

(7) 災害廃棄物の適正処理に向けた対応【拡充】

兵庫県内では、平成30年7月豪雨災害で災害廃棄物が大量に発生し、迅速かつ適正な処理が求められたところです。

災害により発生したごみは、「赤穂市地域防災計画」及び「赤穂市災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速かつ適正に処理します。また、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行うとともに、その運用マニュアルの策定等を行っていきます。

(8) 適正処理困難物等への対応【継続】

ア 適正処理困難物

適正処理困難物のうち、リチウムイオン電池など小型充電式電池について、回収ボックスを市役所と美化センターに設置し、ごみ収集車やごみ処理施設における火災事故防止とリサイクルの推進を行っています。

また、注射針等の医療系廃棄物の混入により、選別作業において針刺し受傷する事案も発生していることから、引き続き医療機関（医師会）に対して、専門業者による適正処理を行うよう指導しています。

今後は、特にリチウムイオン電池対策として拠点回収箇所の拡大や回収方法の確認に取り組みます。

イ 特別管理一般廃棄物

廃棄物処理法では、人の健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れのある性状を有するものを特別管理一般廃棄物として区分・指定されており、処分方法についても定められています。

本市では、このうち感染性一般廃棄物について、専門の業者による処理を医療機関に指導しており、今後もその適正な保管、運搬、処分等について指導を行うこととします。

脱炭素社会・自然共生社会に配慮した循環型社会を形成するために、積極的にごみの減量化・資源化を推進し、資源ごみ以外のごみを削減した上で、排出されたごみは適正かつ安定的に処理・処分します。

また、収集・運搬及び処理・処分のそれぞれの過程で、安全で安定した処理を継続しながら、環境負荷やコストの低減に配慮し、効果的・効率的にごみ処理を行います。

6. 1 将来ごみ処理フロー

基本施策の実現に対応した将来ごみ処理フローを図 6. 1. 1 に示します。

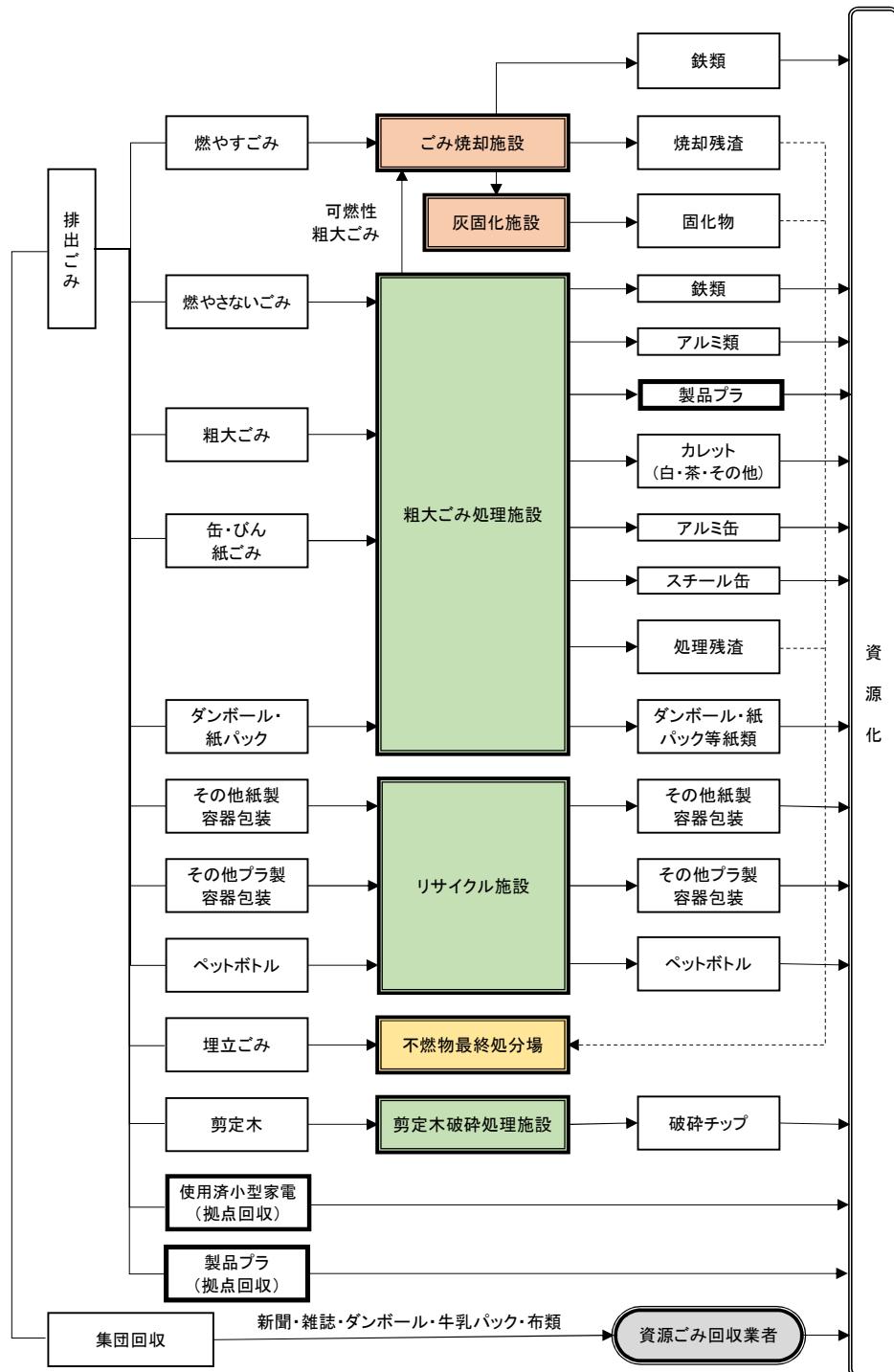


図 6. 1. 1 将来ごみ処理フロー

6.2 収集運搬体制

(1) ごみ排出量の見通し

区別ごみ排出量の目標値は、表 6.2.1 に示すとおりです。資源ごみ以外のごみは、「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」施策により減少していく見込みです。また、「資源循環の推進」施策により集団回収の大幅な減少傾向は抑制される見込みです。

表 6.2.1 区別ごみ排出量の目標値

区分		単位:t/年		
		実績 令和6年度 (基準年度)	目標値 令和12年度 (計画目標)	
家庭系ごみ	直営収集	燃やすごみ	7,601	
		燃やさないごみ	326	
		粗大ごみ	705	
		資源ごみ	871	
		小計	9,503	
	直接搬入	燃やすごみ	86	
		燃やさないごみ	36	
		粗大ごみ	152	
		資源ごみ	62	
		小計	336	
家庭系ごみ排出量計		9,839	8,820	
事業系ごみ	許可業者	燃やすごみ	3,471	
		燃やさないごみ	46	
		粗大ごみ	99	
		資源ごみ	51	
		小計	3,667	
	直接搬入	燃やすごみ	868	
		燃やさないごみ	18	
		粗大ごみ	58	
		資源ごみ	944	
		小計	4,611	
事業系ごみ排出量計		4,611	3,421	
環境ごみ等		159	169	
集団回収		483	842	
合 計		15,092	13,252	

(2) 収集・運搬体制

基本的に現状の分別収集区分の4種8分別を当面継続し、収集頻度も現状維持するものとします。

また、拠点回収品目である使用済小型家電、製品プラスチックについても、継続して実施します。

なお、更なる資源化の推進を図るため、紙ごみ（チラシ、カレンダー、レシート、メモ用紙、厚紙等）の分別収集についても継続するとともに、市民に分別区分がより分かりやすくなるよう、その他紙製容器包装との同日収集について検討します。

今後も現状の体制を維持しつつ、分別品目等に照らし合わせて隨時見直しを行い、効率的かつ適正な収集・運搬体制の構築に努めます。

また、事業系ごみは、事業者・収集運搬許可業者に対して、事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理について周知啓発を図ります。

表 6.2.2 分別区分・収集頻度等（現状維持）

分別区分	内 容 例	排出形態	収集回数
燃やごみ	台所ごみ、ゴム、ビニール、プラスチック製品、革製品、布類、おもちゃ、マスク等	透明・半透明の袋	週2回
燃やさないごみ	陶器類、ガラス類、金属類、お菓子などの缶、小型家電製品、乾電池(充電式以外)等	透明・半透明の袋	月1回
粗大ごみ ^{注1)}	家具類、布団、家電製品(家電リサイクル法対象機器を除く)、自転車等	—	月1回
資源ごみ (5分別)	缶・びん・紙ごみ	ジュース・ビールの空き缶、ドリンク等の空きびん、スプレー缶、チラシ、カレンダー、ポスター、レシート、書類、メモ用紙、厚紙	透明・半透明の袋
	ダンボール・紙パック	ダンボール、紙パック	つぶしてひもで縛る
	その他紙製容器包装	食料品の紙箱、紙カップ類、日用品の箱、台紙、紙袋類、包装紙類、飲料パック(内側がアルミ貼)	透明・半透明の袋
	その他プラスチック製容器包装	食品トレイ、パック類、ボトル容器、緩衝材、ラップ類、カップ類、発泡スチロール、キャップ・ラベル、ポリ袋等	透明・半透明の袋 ごみステーション 拠点回収ボックス
	ペットボトル	ペットボトル	透明・半透明の袋 ごみステーション 拠点回収ボックス
拠点回収	使用済小型家電	携帯電話、小型家電製品等、回収ボックス投入口(50cm×15cm)に入るもの	— 拠点回収ボックス
	製品プラスチック	ハンガー等の5品目で、材質がすべてプラスチックで、回収ボックス投入口(30cm×15cm)に入るもの	— 拠点回収ボックス
集団回収	新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、布類	—	—
環境ごみ	埋立ごみ	土砂、泥	—
	剪定木	剪定枝類、草木類	—

出典：赤穂市ホームページ「ごみの収集・処理」及び令和7年度ごみ収集日程表を基に作成

注1)粗大ごみ：スプリング入りマットレス、90cc以下バイクは、粗大ごみの前処理券を貼って出す

注2)受入・処理ができないごみ

- ・危険物：医療系廃棄物(注射器、注射針、治療針等)、園芸用薬品類、農薬、化学薬品、火薬、石油類、ガスボンベ、消火器等

- ・処理困難物：パソコン、バッテリー、自動車、自動車部品、廃タイヤ、バイク(90cc超)、農業用シート、大型機械、農機具、網、建設廃材、オイルヒーター、電動ベッド、ピアノ、ボタン電池等

- ・家電リサイクル法対象機器：テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

6. 3 中間処理体制

(1) 中間処理施設

現状のごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及びリサイクル施設を中心とした処理体制を継続していきます。

ごみ焼却施設等の既存施設については、短期的には、令和4年度から令和6年度にかけて約10年間の延命化を図る基幹的設備改良工事を実施しており、今後も必要に応じ補修を実施していきます。

また、長期的には、10年後の焼却処理をはじめとしたごみ処理のあり方を見据え、国や県の廃棄物処理施策やごみ処理技術の動向等も踏まえながら、本市単独処理又は他市町等と連携した広域処理の実施等について検討していくものとします。

表 6. 3. 1 中間処理施設の概要（再掲）

施設名称		赤穂市ごみ処理施設	
所在地		赤穂市中広1494番地	
敷地面積		22,849m ²	
ごみ焼却施設	建築延床面積	3,141m ²	
	竣工年月	平成6年3月 (平成15年3月：排ガス高度処理対策)	
	処理能力	80t/日(40t/16h×2基)	
	処理方式	准連続燃焼式(流動床式焼却炉)	
	灰処理	セメント固化処理(別棟)	
	余熱利用	給湯・燃焼用空気加温	
灰固化施設	建築延床面積	粗大ごみ処理施設に含む	
	竣工年月	平成8年3月	
	処理能力	9t/8h	
	処理方式	セメント固化(二軸型混練機)	
粗大ごみ処理施設	建築延床面積	2,519m ²	
	竣工年月	平成8年3月	
	処理能力	23t/5h	
	処理方式	燃やさないごみ：手選別+回転式破碎+磁選別+粒度選別+アルミ選別 +風力選別	
		粗大ごみ：二軸せん断式破碎+回転式破碎+磁選別+粒度選別 +アルミ選別+風力選別	
		缶・びん：手選別+磁選別+アルミ選別+圧縮 紙ごみ：手選別	
		ダンボール：圧縮梱包 紙パック：手選別	
リサイクル施設	建築延床面積	960.9m ² (工場部門:652.86m ² 、啓発部門308.04m ²)	
	竣工年月	平成16年6月	
	処理能力	6t/5h	
	処理方式	ペットボトル：手選別+圧縮梱包	
		その他紙製容器包装：手選別+圧縮梱包	
		その他プラ製容器包装：手選別+圧縮梱包	
施設名称		赤穂市不燃物最終処分場	
所在地		赤穂市周世1297番地100	
剪定木破碎処理施設	竣工年月	平成10年3月	
	処理能力	10~60m ³ /h	
	処理方式	二軸せん断式破碎(移動型)、平成30年2月破碎機更新	

(2) 中間処理量の見通し

中間処理量の見通しは、表 6.3.2 に示すとおりです。ごみ焼却施設はごみの減量化によって、処理量は徐々に減少していきますが、資源ごみ分別回収の強化等によって資源ごみ量は増加し、リサイクル施設及び粗大ごみ処理施設の処理量は増加します。

表 6.3.2 中間処理量の見通し

単位:t/年

区分		実績	目標値
		令和6年度 (基準年度)	令和12年度 (計画目標)
リサイクル施設	選別・圧縮・梱包処理	436	676
粗大ごみ処理施設	破碎・選別処理	1,748	1,497
ごみ焼却施設	焼却処理	12,834	10,435
剪定木破碎処理施設	破碎処理	49	87

6.4 最終処分体制

(1) 最終処分場

現在の赤穂市不燃物最終処分場の浸出水処理施設等の適正な維持管理を行いつつ、ごみ排出量の削減及び資源化の推進によって最終処分場の延命化を図っていきます。

なお、令和5年度の調査により、今後、約15年間は埋立が可能という結果が示されています。

表 6.4.1 最終処分場の概要（再掲）

施設名称	赤穂市不燃物最終処分場	
所在地	赤穂市周世1297番地100	
不燃物最終処分場	竣工年月	昭和59年12月
	敷地面積	154,000m ²
	埋立面積	35,200m ²
	埋立容量	227,500m ³
	埋立対象	一般廃棄物(不燃ごみ)
	浸出水処理施設	処理能力:66m ³ /日(日平均) 処理方式:回転円板+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭処理

(2) 最終処分量の見通し

最終処分量の見込みは、表 6.4.2 に示すとおりです。令和6年度（基準年度）に比して約16%程度の削減となります。

表 6.4.2 最終処分量の見通し

区分	実績	目標値	単位:t/年
	令和6年度 (基準年度)	令和12年度 (計画目標)	
不燃物最終処分場	埋立処分	1,646	1,378

7. 1 計画の推進

本計画で掲げる目標の達成には、市民・市民団体・事業者・行政の各主体がそれぞれに求められる役割を理解し、協働しながら、行動していくことが必要です。

本市は、本計画に則して行動するとともに、主体間の調整や関係の円滑化に努めることで、計画の着実な遂行を図ります。

7. 2 計画の進行管理

本計画を円滑・着実に、また、より高次の取組の展開を目指すため、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。

また、本計画に基づき、一般廃棄物処理実施計画（毎年度作成）、分別収集計画などを策定し、具体的な施策を実施します。進捗状況に関する点検・評価の結果は、広報紙やホームページ及びSNS等を活用し、広く市民に公表していきます。

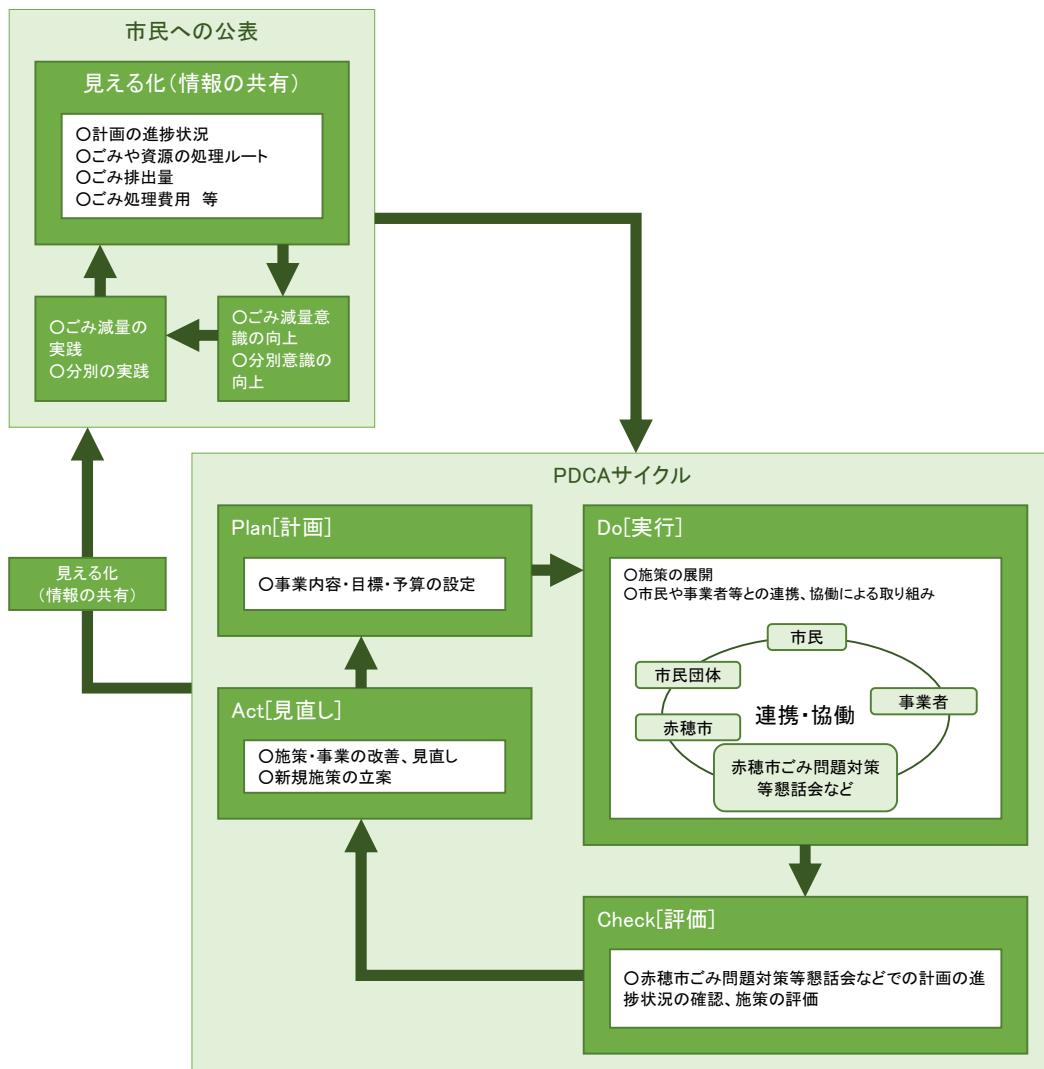


図 7. 2. 1 本計画の進行管理方法

赤穂市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
令和8年3月発行

発行：赤穂市 市民部 美化センター
〒678-0232 赤穂市中広1494番地
TEL:0791-42-3841 FAX:0791-42-3486
E-mail:bika@city.ako.lg.jp